

社会保障の国際化

—EUにおける外国人への社会保障法の適用を中心として—

ほり い ゆ き
堀 井 由 紀

目 次

第一章 問題の所在	477
1. はじめに	477
2. 日本の外国人への社会保障諸制度の適用状況—国連条約, ILO条約との関係	478
(1) 国際人権規約A規約及び難民条約	479
(2) ILO条約	479
第二章 EU社会保障政策における平等取扱いの原則	481
A. EC社会保障政策の原則	481
I. 二つの閣僚理事会規則：1408/71号規則, 及び1612/68号規則	481
1) 理事会規則の特色	481
2) 1408/71号規則	482
(1) 人的適用対象	482
(2) 制度的適用範囲	487
(3) 1408/71規則における4原則	490
(4) 小括	493
3) 1612/68号規則	493
(1) 労働者自身に対する平等取扱い	494
(2) 労働者の家族に対する平等取扱い	495
(3) 小括	497
4) 1408/71号規則, 及び1612/68号規則の意義	498
B. 非EC加盟国国民に対するEC社会保障法	498
I. ECの権限の範囲	498
II. ECが締結した国際条約	500
1) EC—トルコ連合協定(1963)	501
(1) 社会保障上の平等取扱いの原則	501
(2) 連合協定の直接適用効力—CJCE判決	502
2) EC—アルジェリア, EC—チュニジア, EC—モロッコのマグレブ三国との協力協定(1976)	503

(1) 雇用条件, 賃金, 社会保障における平等原則	503
(2) 協力協定の直接適用性	503
3) アフリカ, カリブ, 太平洋連盟諸国とのロメ条約に附則する共同 宣言.....	503
III. 小括	504
<u>おわりに</u>	504

第一章 問題の所在

1. はじめに

近年、日本では、国際化の進展により、外国人労働者の流入とその定住化も本格化し、西洋諸国と同様、外国人の統合などの課題に直面しつつある。社会保障もその重要な側面である。

就労目的の外国人の新規入国者数、また、不法就労事犯摘発件数にも見られるように、日本に滞在する外国人の数は今後も減少することはないと予想される⁽¹⁾。これは、一般労働者の就労を認めていないにも関わらず、非公式に外国人労働者を受け入れているように見られがちな入国管理政策（いわゆる「バックドア政策」）⁽²⁾にも起因する。そして、このことによって、外国人労働者の多数が不法就労者であるという問題も生じてくる。

昭和63年以降は、中南米諸国に移民した日系二世、三世の入国も大幅に増加している。また、日本には、植民地時代にその起源を持ち、現在三世、四世の世代に達している在日韓国人、朝鮮人という、既に日本に長期滞在しているが、その多くがまだ韓国、北朝鮮の国籍のままの、在日外国人のコミュニティも存在する。

このような、入国、在留、就労の資格、形態、日本での滞在期間の多様な外国人が日本で働き、生活していく上で、彼等の社会保障上の扱いは重要且つ複雑な問題となっている。

日本は当初、「社会権の保障はもっぱらその人の属する国の責任」という、属人主義的立場から、雇用関係を前提とした被用者保険（厚生年金保険法、健康保険法）以外の社会保障制度に、国籍要件を設けていた（国民年金法、国民健康保険法など）。しかし、この分野では、国連の国際人権規約の批准、難民条約への加入、ILOの条約批准など国内法の枠を超えた取り組みによって、これらの国籍要件は撤廃されるに至っている。

実際、国連、ILO等の国際機関はこの問題に早くから取り組んできた。特にILOは、国際社会保障法の形成を主要目的の一つとして掲げており、創設当初（ILOは1919年、ベルサイユ平和条約で国際連

盟の姉妹機関として創設された）から直接的に、あるいは他の事項との関連で“外国人の社会保障”に言及する多数の条約・勧告を採択し、加盟国にその批准を呼びかけている。それと同時に、法技術上の援助を通じて国家間条約の締結の批准をはかってきている。

ILOの社会保障の分野での主要な条約として挙げられるのは、1935年の「移民年金権保全条約」（第48号）、1952年の「社会保障（最低基準）条約」（102号）、1962年の「均等待遇（社会保障）条約」（118号）、及び1982年の「社会保障の諸権利の保全のための国際システムの確立に関する条約」（「社会保障権保全条約」、157号）等である。

これらの条約に関して言えることは、みな一環して「平等待遇の原則」を基本原則としていることである。なお、この他の部門別の社会保障を取り扱った個別条約でも、国籍による差別の禁止に言及しているのが普通である。

平等取扱い原則は、この他にも国際人権規約A規約第9条（「社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」）、及び国連の難民条約⁽²⁾23条と24条（公的扶助ないしその他の社会保障に関する内外人平等の原則を定めている）にも明記されており、国際社会保障法規において中心的な原則として確立しているといえる。

しかし内外人平等待遇だけでは外国人の社会保障の問題を解決するには不十分である⁽³⁾。外国人に適用される法令の衝突、重複などを避け、また外国人が取得した、あるいは取得の途上にある権利を維持、保全するための一定の基準（それはもはや国籍ではなくなっている）、原則を定める必要がある。そのために、各国の社会保障制度に一定の整合性、一定の連携が存在しなくてはならない。しかし、このような連携のシステムを、政治的背景や経済的基盤の著しく異なる国や地域間で形成するのは、至難の業である。というのは、社会保障制度の内容も各国の歴史、経済、社会的条件によって制約されており、同一ではないからである。

それでも、こうした社会保障制度の整合化、連携を限られた地域規模で、それを制度的に行って

きているのがEC（ヨーロッパ連合）である。

当初、市場統合の実現のための政策の一環でしかなかったEU社会政策は、現在のヨーロッパ連合では経済的側面と同等の重要性を持ち、EUの特徴的機関である欧州司法裁判所の下す多数の判決も貢献して、尚連携化へ向けての発展を続けている。

そして、こうした試みは社会保障の国際化を考える上での重要な検討材料となる。

まず、わが国の問題の状況を把握するために、国連人権規約、難民条約、ILO条約と日本の外国人への社会保障の適用の現状との関係を概観しよう。

2. 日本の外国人への社会保障諸制度の適用状況⁽⁴⁾—国連条約、ILO条約との関係

1) 1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法では、その25条で国民の最低限度の生活保障と国の社会保障に関する責務が規定されている。それに従い、まず、最低限度の生活保障の確保のために生活保護法が整備され、その後で被用者以外を対象とする国民健康保険法、国民年金法が制定された。

2) 生活保護法は、「すべての国民に」（第1条）憲法25条の理念に基き、最低限度の生活を保障すると規定している。「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29・5・8 社発382）により、「外国人は法の適用対象とならないが」（一）、行政措置として本法の保護に準じた保護がなされてきている。この解釈によれば、外国人の生活扶助は生活保護法上の権利ではないため、扶助申請を拒否されても不服申立をできないことになる。

早くから存在した健康保険法、厚生年金法など被用者を対象とした制度には、雇用関係を前提としているため、基本的に国籍条項は設けられなかった一方で、国民健康保険や国民年金制度には、国籍条項が盛り込まれていた⁽⁵⁾。しかし、1979年、社会保障制度の内外人平等を明記した国際人権規約A規約を日本が批准し、1982年には難民条約へ加入したことによって、その際、国民年金法、児童手当法、児童扶養手当法などの国籍条項は撤廃

された。そして、1986年には国民健康保険が日本に一年以上在留する外国人に一律に適用されるようになった。

しかし、なお在日外国人や帰化により日本国籍を取得した、もと外国人であった人達で、高齢者、障害者などには国民年金が支給されないという問題（後述塩見訴訟）や、戦後補償を巡る問題、戦傷病者戦没者遺族等援護法などの未適用問題が残っている。

このように、現在では主要な社会保障制度について国籍要件が撤廃されているが、だからといって、政府が、外国人に対して、社会保障上の権利が日本国民と全く同様に与えられるべきだとの見解を採っているわけではない。それは外国人の人権享有主体性、つまり日本国憲法は外国人にも憲法上の権利を保障しているのだろうかとの問に対する考え方に関連する⁽⁶⁾。学説の多くは、権利の性質上、日本国民（つまり日本国籍を有する者）のみを対象とする権利を除き、保障の程度の相違はあっても憲法第三章の人権は、外国人にも適用されるとしている。問題となる社会権に関しては、人権である以上、当然外国人も日本国民と同様にそれを享有するが、これらの人権は、「まず各人の所属する国によって保障されるべき権利を意味するのであり、当然に外国によっても保障されるべき権利を意味するのではない」⁽⁷⁾と解されていた。

最高裁は、疾病認定日において日本国籍を有していなかったため国籍要件に基いて障害福祉年金の支給を拒否されていた帰化日本人に対する第一次塩見訴訟判決で⁽⁸⁾、「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの政策決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するに適しない事柄であるというべき」であるとの一般論を提示した上で、本訴訟の場合、著しく合理性を欠くとは認められないと判示している。

国民年金法の国籍要件の合憲性が問題となったもう一つの事案の金訴訟⁽⁹⁾でも、第一審で東京地

裁は社会権はもっぱら権利者の属する国家によって保障されるべき性質の権利であり、当然に外国によっても保障されるべき権利を意味するものではないとして国籍要件を設けるか否かは立法政策の問題であると判示した。二審では、国民年金勧誘担当職員の勧めで長年にわたり保険料を収めてきた者に、受給段階になってから国籍要件を理由に支給を拒否するのは信義衡平に反するとして原告の請求を認容しているが、国籍要件の合憲性に関しては第一審判決を引用している。

これに対し、我が国で、特に永住権をもった在留朝鮮人、台湾人など、日本社会の一員として生活し、労働し、国民と同一の法的、社会的負担を担っている外国人に対して、立法政策として社会権の保障を及ぼすことが望ましいとの説が有力に唱えられるようになってきている⁽¹⁰⁾。

3) このようにわが国で存在した国籍要件の撤廃（内外国人平等）の問題については、国際法規の展開（批准）が大きなインパクトを与えている。そこで、上に述べた国際社会保障法規の基本原則となっている「平等待遇の原則」の内容、及び、それとの関連で現在日本が国連の加盟国として負うべき義務についてももう少し詳しく検討しよう。

(1) 国際人権規約A規約及び難民条約

まず、わが国が1979年に批准した国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・A規約）第9条は「社会保険を含む社会保障についてすべての者の権利」を認めており、2条1項、および2項は、締約国が、この規約において認められる権利を、自国における利用可能な手段を最大限に用いてその達成のために行動し、またこの権利に関しての差別禁止、内外人平等取扱いの原則を定めている。

1982年に介入した「難民の地位に関する条約」は、難民に対する社会保障を含む人権の保障に関して、第23条で「公的扶助及び公的援助」を、第24条で「社会保障（労働災害、職業病、出産、疾病、老齢、死亡、失業、家族的責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付に

関する法規）」を網羅的に対象とし、自国民に与える待遇と同一の待遇を保障することを規定している。ただし、「特定の国にとって不当に重い負担となる可能性」（前文）もあるため、社会保障を受ける権利等については、その滞在が合法的であることを要件としている。

この二つの国連条約への加入に伴い、日本はこれらの権利に関して内外人平等取扱いの実現に向けての措置を採る義務を課せられた。その最初の措置が、各社会保障法規に残っていた国籍要件の撤廃である。しかし、これらの社会権は、原則として各国の経済発展の状況、国内事情に依存するもので、国際的な共通基準の即時実施にはなじまないものである。つまり、A規約2条1項の実施規定が「特に立法措置を含む適当な方法により……」と規定していることから見られるように、これらはプログラムの性格の規定とされており、すなわち、国内での実質的な義務、給付の内容等は、一定の限界は免れない。

現に上記第一次塩見訴訟において、最高裁判所は、「国際人権規約A規約、ILO 102号条約、ILO 118号条約は、わが国に対して法的拘束力を有しないか、有しても国籍条項を直ちに排斥する趣旨のものではない」と判断した。

これに対し、金訴訟の第二審では、国民年金法の国籍要件に関わらず年金の支給が認容されたのは信義衡平に基いてであるが、注目されるのは、その理由づけで、国際人権規約A規約上の日本の義務や、難民条約への加入に伴う国籍要件が撤廃されたこと等を挙げていることである。

(2) ILO条約

(i) 次にILOの諸条約に目を転じよう。社会保障制度の国際化と平等待遇に関してILOが数多く採ってきた条約・勧告のなかでも特に、第35回ILO総会（1952年）で採択された「社会保障（最低基準）条約」（102号）は重要である。この条約は、社会保障を構成する9部門を認め、それらについて統一的な最低基準を設定した。加盟国は少なくともそのうちの三部門の規定につき義務を履行す

れば条約を批准できる。

本条約は、この後で述べる118号条約（「均等待遇条約」）や、157号条約（「社会保障権保全条約」）のような渉外的側面に留まらず、国内社会保障政策にとって「基準」として役立てるために採択された国際文書（instrument）に属する。そのため、各加盟国がこの条約を批准することによって各国の社会保障制度の調整、整合化へのステップとなることが期待されている。

102号条約の第68条は、外国人の社会保障について基本的に社会保障の全般にわたって、その国籍を問わず批准した加盟国に居住していることを条件として、その加盟国の国民と平等に取り扱われること、また労働者に関しては、加盟国の国籍を有する労働者は他の加盟国の「拠出制」の社会保障給付に関してその加盟国の国民と同じ待遇を与えらるると定める。

日本は1976年に本条約を批准した。しかし外国人居住者に対する平等待遇を規定する第12部（68条）を義務を受諾する部として指定していない。また、9部門のうち、4部門（失業、老齢、労災、障害）しか採用していない。残りの5部門（医療、家族、出産、疾病、遺族）及び68条の採用も望まれるところである。

(ii) この他、日本はまだ批准していないが、社会保障の国際化にとって重要な意味を持つILO条約があと二つ存在する。それは上にも述べた118号条約⁽¹¹⁾と157号条約である。

この両条約は、一国の社会保障法にとって不可避の対外的関係を扱ったもので、次の三つの基本原則に基く：

- ・国内法規における内国民・非内国民との間の平等取扱いの原則（118号条約3，4条）
- ・受給権者もしくはその子供が外国に居住している場合の社会保障の支給（118号条約5，6条）
- ・取得途上の権利保全のための通算制、期間の比例の原則（118号条約7，8条）

である。

日本は未批准であるが、本稿の視点からは重要であるので、若干詳しく紹介しよう。

1) 国内法規における内国民・非内国民間の平等取扱いの原則（118号条約第3，4条）

この条約にいう「社会保障」は、102号条約の定める9部門で構成され、加盟国はそのうち一つ以上の部門について条約の義務の履行を受諾することによってこれを批准することができる。118号条約における平等待遇の原則で特徴的なのは、それまでの社会保障条約の場合と違い、条約の批准国間における厳密な「相互主義」ではなく、「総合的相互主義」ともいうべき、立場を採っていることである。すなわち、批准した国は、他の批准国が受諾した部門に関わらず、その国の国民に対し、自分の受諾した部門に関して自国民と均等な待遇を与えなければならない。ただし、非拠出制の給付と経過的制度に関しては、一定の期間の居住要件を設けることを認めている。

2) 給付の国外支給（118号条約第5，6条）

ある国の国内法が社会保障の給付の支給に、その領域内での居住を条件としている場合、外国人と自国民との実質的な平等扱いのため、それを外国人にも適用できる。

3) 取得途上の権利保全のための通算制、期間の比例の原則（118号条約第7，8条）

移民労働者に関して、これらの者がある批准国で取得した、あるいは取得の途上にある権利を維持ないし保全するための基本的な枠組みについて定める（保険期間、雇用期間、居住期間等の通算）。この外国人の社会保障にかかわる権利の保全の問題に関しては、極めて技術的な性格を有しているので、その細部に関しては関係加盟国間の合意に委ねられている。

(iii) 1982年の第68回総会で採択された「社会保障権の保全条約（157号）およびこれを補足した1983年の「社会保障権の保全勧告」（167号）は、118号8条の、権利保全のための原則、外国人に適用となる法例の衝突、重複などの問題を解決するために必要なガイドラインを定めている。

(iv) 以上の、ILOの行ってきた外国人の社会保障に関する政策は、本稿で以下に検討するECが、同じ分野で、加盟国間で進めてきた社会保障制度

間の連携、ないし調整との間で、基本となる原則の上で多くの共通点が見られる。

ただし、EUによる国際法規と、ILOの条約との最大の相違は、その内容よりも、EU法規の超国家的規範としての法的拘束力の強さ(EU法は国内法に優先する)、及び、EC裁判所の目的論的解釈による発展である。

そして、ECの社会保障政策のもう一つの特徴は、その発展の過程が、発足以来、進められてきた経済統合の展開と深く関わり合っているということである。EC社会保障政策は、独自に発展していったのではなく、特にその中心となったCJCEの判例にも見られるように、その背景には共通市場形成を目的とした加盟国間の労働者の自由移動という、明確な政策目的が存在したのである。

経済統合を目的として発足したヨーロッパ共同体が、加盟国間の「社会制度の連携化」を進める中で社会保障の問題とどう取り組んで来たかは、経済の国際化が進むわが国の問題や処理の特徴を明確にし、また、今後の方向を模索するための素材を提供してくれると思われる。

第二章 EU社会保障政策における平等取扱いの原則

A. EC社会保障政策の原則

ECの社会保障政策は、共同体内の移動が労働者の社会保障上の権利に及ぼす結果が、加盟各国の社会保障制度の多様性ゆえ、彼を定住労働者と比べて不利な立場に置くこととなり、そのことによって共同市場の形成が妨げられるのではないかと懸念から生じた。すなわち、共同体の労働者にとって、他の加盟国に移住することが、社会保障の権利を失う、又は減少させる、といった結果を招くことのないよう、加盟国同士の制度を調整する必要があった。しかしこの方法として、共同体全体に共通した統一的な制度を形成すること、つまり、各制度の整合化(harmonisation)を採るということは、それぞれの制度の歴史、適用範囲、財源調達の方法、強制加入式の公的な制度と私的な補足制度の相対的重要性、等々が異なり過ぎて

いて、現実的ではなく、それよりも、移動による不利な結果が生じないように、各制度を連携化(coordination)する方向が採用された。

つまり、自国以外の加盟国に居住する労働者が、社会保障の給付を受けられるよう、またその権利を享受する上で、居住する国の国民と、国籍を理由に差別を受けることのないようにし、また、既得の、或いは取得途上の社会保障権の維持、保全のための調整を行うことである。

この政策の基礎となるのは、以下の四原則⁽¹³⁾である：

- ・法の選択
- ・平等取扱の原則
- ・被保険者期間、居住期間の通算
- ・給付の国外支給

以上のEC社会保障法の連携化の原則は、ローマ条約51条に基いて制定されたEC社会保障の連携に関するEC理事会規則、及びEC司法裁判所の判例によって確立されていった。

以下では、EC(マーストリヒト条約以降からはEU)の社会政策の中で社会保障の連携化を具体化させるEC規則とそれに関連したEC司法裁判所の判例法を検討することにしよう。

I. 二つの閣僚理事会規則：1408/71号規則、及び1612/68号規則

1) 理事会規則の特色

既に言及したように、ローマ条約48条～51条の規定するEC域内における労働者の自由移動の促進という政策目的の実現のために、二つの理事会規則が制定されている。

第一は、社会保障の連携化そのものを対象とした1958年の3/58号規則と、それを改正した1971年の1408/71号規則「共同体内を移動する労働者、自営業者、及びその家族への社会保障の適用に関する理事会規則」、及びその実施規定を定める574/72号規則である。第二は、社会保障に限定されずより広い社会的便益についての内外人平等原則を対象とする1968年1612/68号規則「共同体内における労働者の自由移動に関する理事会規則」

である。

ECの閣僚理事会規則 (Règlement) とは、ローマ条約189条により、一般的効力を有し、その全ての要素において義務的であり、全加盟国において直接適用される法規範である。そして、国際的法法規範として非常に強い拘束力を有するEC規則は、国内法に優位し、それに違反する国内法は、効力を失う。そしてその統一的解釈は、欧州司法裁判所⁽³⁰⁾ (以下CJCEと略称する) によってなされる。ローマ条約第177条 (先行判決規定) により、EU設立条約、及び共同体の発する条文の効力、及び解釈に関する問題で、加盟国の国内裁判所が自ら判決を下すのに必要な場合、この問題につき、CJCEにその決定を求めることができる。また、当該裁判所が国内法上、上訴裁判所を持たない、最上級審の裁判所である時には、CJCEへの諮問は義務である。この制度は、EU法の統一的解釈を確保することによって、国内裁判所による統一的な適用を図る面で非常に有効である。したがって本稿でも、可能な限りEC司法裁の判例も取り扱うことにしたい。

まず出発点として、1408/71号規則、1612/68号規則に関して、その適用の対象となる人の範囲、及び制度、そしてその基礎となる原則を順次検討しよう。

2) 1408/71号規則⁽³¹⁾

1958年、ローマ条約第51条に基き、「移民労働者の社会保障に関する理事会規則」が3号規則として制定された⁽³²⁾。本規則は、「被用者および被用者と同視しうる者」とその家族に適用され、疾病、出産、障害、老齢、遺族、労災及び職業病、死亡、失業、家族の諸給付を対象とし、それらに関する連携化の原則を定めていた。制定後間もないころから、制定前には予想しにくかった問題が規則の適用の過程において生じており、そのため自営業者および企業内制度への拡大、手続きの簡略化、より包括的な保護への拡大などに関する改正の必要性が認識されていた。1964年頃からは3号規則に関する判例法がヨーロッパ司法裁判所によって形成されていた。これらを踏まえた上で、幾つか

の改正を経て、1971年に、大改革が行われて、「共同体内を移動する被用者およびその家族に対する社会保障制度の適用に関する理事会規則」、すなわち1408/71号規則となった。この規則は、1971年の改正後も、現在に至るまで、幾つかの規則によって大きく改正されてきている。

1408/71号規則は、批准を必要とせず、EC全加盟国を拘束する。この規則は、社会保障の9部門 (ILO 102号条約と一致) について、内外人平等取扱の義務、期間通算および給付の国外支給などの基本原則を提示している。そしてその具体化に関しても、各国に委ねることなく、規則自身が行っていること、また、個人がその内容を国内裁判所等において直接に援用できるということで、その直接適用性が保証されている。

3号規則、及びその後の1408/71号規則の解釈、実施、また改正を行う機関として、各加盟国の政府からの代表一名、及び投票権は持たないが発言権を持つ、EC委員会からの代表一名で構成され、その時点のEC議長国からの代表が委員長を務める「移民労働者の社会保障実施委員会」(Commission administrative de la Sécurité sociale des travailleurs migrants) が設立され、積極的に規則の改正を行ってきている⁽³³⁾。

尚、1408/71号規則は、船員等、特定の職務に就いている労働者に関する特別の規定も設けているが、本稿では、一般労働者と、それと同様に扱われる公務員 (以下「人的適用対象」参照) に全般的に適用される規定を対象を絞って検討する。

(1) 人的適用対象

① 1408/71号規則第2条

1408/71号規則第2条は、以下のようにその人的適用対象の範囲を定めている：

「一つ、又は複数の加盟国の社会保障制度の適用を現在、または過去において受けてきた者で、加盟国の国籍を有するか、加盟国に居住する無国籍者或いは難民である労働者、及びその家族、又は遺族」(2条2項により、労働者本人が非加盟国国民であっても、家族又は遺族が加盟国国民、加盟国に居住する無国籍者または難民である場合、

この家族に本規則は適用される)

つまり、以下の状況にある者に適用される：

第一に、国籍を有する加盟国以外の加盟国に居住し、第二に、「労働者であり(被用者、または被用者と同等視できる者)」少なくともある時点において社会保険の被保険者であったことがある者、そして、加盟国の国籍を有することが要求される。更に、この要件を満たしている労働者の家族も本規則の適用を受ける。

② 「労働者」の概念

(i) 1408/71号規則第2条の解釈で最初に問題となったのは「労働者」の概念である。3号規則では、これは純粹に「被用者」を指しており、自営業者は含まれていなかった。CJCEの判例法によって、その意味は徐々に拡大され、単純に現在において雇用関係にある者だけではなく、現時点では雇用関係を離れているが、再び被用者になる可能性を持った「潜在的被用者」や、一部の自営業者をも含むようになっていった。このような判例法の展開は1971年の改正をはじめ、その後も定期的に行われた改正によって本規則の内容に十分に反映されていった。そして、最終的には、1981年5月の1390/81号規則により、自営業者も1408/71号規則の適用範囲に含まれるようになった。

(ii) 1408/71号規則の人的適用範囲の背景にある考え方を理解する上でも、上記の理由から3号規則下でのCJCEの判例をみておく必要がある。しかし、3号規則に関するCJCEの判例については既に詳細な研究⁽³⁴⁾があるので、以下では重要な判決の概要のみを短く紹介するにとどめる。

a) まず、労働者の範囲に関してであるが、これが最初に問題となった事例はUnger事件(Aff. 75/63⁽³⁵⁾)である。この事件では、Unger夫人は、元来、オランダで被用者として疾病保険法に強制加入させられていたが、出産のため一時的に雇用を離れ、オランダの同疾病保険法に基き、引き続き、任意に加入をしていた。その間、ドイツの両親のところへ旅行中に病気にかかり、現地で治療を受け、治療後に帰国して給付の支給を求めたと

ころ、ドイツに滞在していた期間の分の支払を拒否されたため、3号規則第19条(共同体内を移動することによって不利益を被ることがあってはならないとの規定)に基いて訴えを提起した。第一審は、彼女は離職しているため、3号規則の適用を受けないとして請求を棄却したが、控訴審は、彼女が3号規則の「労働者」の概念に含まれるかどうかに関して、3号規則第4条の解釈をCJCEに求めた。

これをうけたEC司法裁判所は、以下のように判断した。3号規則で使用されている「被用者およびそれと同視しうる者」の概念は、ローマ条約48条、及び51条の「労働者」の概念と同様、共同体的意味(“une portée communautaire”)を持つ。従って、現に被用者として社会保険の強制加入の対象になっている者だけではなく、離職後、再び職に就く可能性があるため、任意加入の形で保護されている者にも適用される。

「共同体的な意味」を持つ概念ということは、ローマ条約51条の趣旨に合致した意味、すなわち、労働者の自由移動の確保という政策目的に沿った内容を有することを意味する。

ただし、ECにおける社会保障政策が、共同体に共通した単一の制度を形成することを目指しているのではなく、各国の制度をこの政策目的の実現のために調整しようとするものであるため、概念の具体化は国内法を参照して行わなければならない。

EC裁判所は、以上のように述べ、オランダの国内法における疾病保険法を参照した上で、同法のもとでUnger夫人が受けていた保護の性格から、労働者の自由移動を確保する政策目的に沿って、彼女を「被用者と同視しうる者」の範囲に含めるべきかどうかを判断し、結局それを肯定した。

b) 1968年のDe Cicco事件⁽³⁶⁾では、疾病給付の受給権発生のために、過去のドイツにおける被用者としての拠出期間との通算を3号規則に基いて求めていたイタリアの独立職工が、イタリア当局に、自営業者であることを理由に拒否されていたケースである。

EC裁判所は、De Cicco氏に関して、イタリアの国内法により、被用者のための社会保障制度を強制的に拡張適用される独立職工として、「被用者と同視しうる者」に含まれると判断した。その基準となったのは、国内法に基づいた社会保障上の取扱いが被用者と同様、強制適用であるということである。この時、CJCEは、「本規則（……）は、社会保険を、被用者と同じ社会生活上のリスクにさらされている新しい範疇の人々に拡大しようとする加盟国の社会保障政策の一般的傾向に従っている」と指摘した。

c) 同様に、1971年のJanssen事件⁽³⁷⁾においても、フランスでの被用者としての拠出期間とベルギーでの自営業者としての加入期間の通算を求めていた農業者に関して、ベルギー法により、この者に対して被用者のための社会保障制度が、部分的に（疾病給付部門のみ）強制適用されていたことで、この給付部門に関してこの自営業者は「被用者と同視しうる者」としてEC規則の適用を受けるとCJCEは判示した。

CJCEの判例は、一般に、政策目的を最優先させた、目的論的解釈に立っているとの指摘を受けることが多い。これらの判決も、労働者の自由移動の確保という政策目的を最も重視しているといえよう。各判決とも、わずかでも「被用者」制度との接触があれば、それを手がかりに被用者性を肯定するアプローチを採用し、3/80号規則の人的適用範囲を拡大している。こうすることによって、域内移動による社会保障上の不利益の発生を防ぎ、自由移動を確保するのである。

(iii) 1408/71号規則はこのような3号規則に関する判例法を踏まえて、社会保障上「被用者と同視しうる者」の具体的な基準を示すことにより、その人的適用範囲を定義づけた。

1408/71号規則1条a)による「被用者」及び「被用者と同視しうる者」とは、

- (i) 被用者又は被用者でない労働者 (travailleur non salarié) のための社会保障制度に強制的に、または「任意継続的に」加入している者
- (ii) 本規則の適用を受ける社会保障の制度で、

全住民あるいは全労働人口に適用される制度に強制加入させられている者で、且つ制度の運営又は財源確保の方法からその者を被用者または被用者ではない労働者と同等の立場にあると見ることができる者

(iii) 被用者のための、或いは全住民のための制度に任意に加入していて、それ以前は同制度に被用者として強制加入していた者、を指す。

(iv) しかし、新しい規定の下でも、社会保障制度が全国民を対象とする包括的制度である加盟国の場合、「以前に被用者のための制度に強制加入していた者」という基準を使用することができなくなる。この問題は、このような制度を有するイギリス、アイルランド、デンマーク等の加盟に伴い、生じた。この場合に適用されるのは(ii)であるが、「制度の運営又は財源確保の方法からその者を被用者または被用者ではない労働者と同等の立場にあると見ることができる者」の解釈が問題となる。

イギリスの自営業者に関してこの問題を論じたのが1976年のBrack事件⁽³⁸⁾である。イギリスの社会保障制度は全住民を単一の制度でカバーする包括的社会保障制度の典型である。当時の制度では、被保険者はそれぞれの職業上の地位に応じて（被用者、自営業者、無職）分類されていた。フランスに滞在中に病気になって受けた治療費の払戻しを求めていたBrack氏は、事件当時では自営業者として加入していたが、過去においては被用者として被保険者資格を有していた。CJCEは、このことから、そして、彼が給付の受給権発生のために、被用者として拠出していた期間をも必要としていたことから、彼は(ii)に該当し、1408/71号規則の適用を受けると判示した。

1981年5月12日の、1408/71号規則の一部を改正する1390/81号規則により、自営業も、本規則の適用の対象に含まれるようになった背景には、このようなCJCEにより判例法と、ローマ条約上保障されるサービスの提供の自由などが根拠になっていると思われる。

③ 国籍要件

尚、1408/71号規則の適用を受けるためには、

EC加盟国の国籍を有することが要件となっている。この国籍要件がどの時点で満たされていなくてはならないかという問題がある。1978年のBelbouab判決⁽³⁹⁾によってその答えが出ている。Belbouab氏は1962年のアルジェリア独立の時点でアルジェリア国籍となったが、それ以前は、フランス国民としてフランスとドイツで、老齢給付の受給権発生に十分な拠出期間を完成させていた。このようにして取得した権利を、後の国籍変更を理由に拒否することはできない。こうした理由でCJCEは、国籍要件は、申請時ではなく、受給権発生時に満たされていれば足りると判示している。

④ 労働者の家族

1408/71号規則の人的適用対象には、「移民労働者の家族」も含まれている。「家族構成員」の範囲は、各加盟国の国内法に基いて決定される。

ただし、「移民労働者の家族」と移民労働者本人との間で、1408/71号規則の制度的適用範囲が異なる。最近までのCJCEの判例法では、「労働者の家族として」発生する権利（“droits dérivés”）と、家族構成員独自の地位に基いて支給される権利（“droits propres”）とが区別されていた。移民労働者の家族がEC規則の適用を求めることができるのは、前者、すなわち「労働者の家族」として受給権が発生する給付のみとの解釈が多数のCJCEの判決において確立していた。

a) このことが初めて問題となったのは1974年のCosta事件⁽⁴⁰⁾である。この事件では、1408/71号規則に基いて障害者手当の支給を求めていた。委員会、及び法律顧問（M. Gerhard Reischl）は審理の際、当該給付が労働者の家族という地位に基いて支給されるものではなく、受給者本人に発生する権利（“droits propres”）であるため、労働者としての地位を有したことの無いCosta夫人はこの給付に対して1408/71号規則を援用することができないとの意見を提示した。しかしこの判決でCJCEは、EC規則の適用対象となる家族の社会保障上の権利に関してなんら制限を加えることなく、単的に当該給付への1408/71号規則の適用を認めた。しかし、その後CJCEは考え方を変更する。

b) 初めて家族の社会保障上の権利に制限が課されたのは1976年のKermaschek⁽⁴¹⁾事件である。本件では、第三国（ユーゴスラビア）出身でドイツ人の夫を持つKermaschek夫人が、ドイツにおける失業給付に関して、1408/71号規則の適用を求めていた。CJCEは、規則の人的適用範囲を定める規則第2条は一方で労働者本人、他方でその家族を明確に区別しており、労働者の家族に対して平等取扱いの原則が適用されるのは、当該労働者の家族としての地位から発生する権利に関してのみであると判示した。従って、家族関係とは無関係に生じる失業給付には適用され得ないとした。

c) CJCEはその後の一連の判決においても、「労働者の家族」としての権利と、独自の資格で発生する権利との区別に基いて、労働者の家族への1408/71号規則の適用を否定してきている。1984年のFrascoigna判決⁽⁴²⁾では、イタリア国籍で未亡人のFrascoigna夫人が、フランスに移住し、そこで労働者である息子の扶養家族として、特別老齢年金（所得の少ない高齢者の所得保障を目的とする制度）の支給を求めた。しかし、この制度には外国人に対する居住要件が存在し、支給を拒否されたため、1408/71号規則に基いた平等取扱原則が適用されるかが争われた。CJCEは、上記のKermaschek判決での解釈に基き、本給付は労働者の家族という地位に関係なく与えられるものであり、従ってFrascoigna夫人はこの給付に関して1408/71号規則を援用できないとした。審理において、委員会、及び法律顧問（Avocat Général M. Carl Otto Lenz）は、本給付は社会扶助であり、1408/71号規則の制度的適用範囲に属さないとの意見を述べていたが、この点についてCJCEは言及していない⁽⁴³⁾。

その後も、1984年のDeak判決（失業給付）、1987年のZaoui判決⁽⁴⁴⁾（フランスの国民連帯基金から支給される老齢年金の付加手当に関して）において、同様の基準に基いて、1407/81号規則の適用が否定されてきている⁽⁴⁵⁾。

労働者の家族に対するこのような1408/71号規則の適用上の制限は、本規則、及びその基礎にあ

るローマ条約51条が、労働者の自由移動を目的とし、その家族にまで、当該労働者と切り離れた自由移動を確保することまで目的としていないということが根拠となったと思われる。ただし、後で紹介する1612/68号規則を適用することによって、平等取扱いの原則は確保されている。

d) 例外的に、障害者に対する保護を目的とした給付に関して、CJCEは、1975年のFracas判決⁽⁴⁶⁾において、この区別の適用を除外した。労働者の障害を持つ子供は、成人してからも1408/71号規則に基いた保護を享受し続ける。

すなわち、障害者であるため、成人後も労働者としての地位を有することができない者に関しては、その権利が独自に発生するものであるか、労働者の家族として発生するものであるかの区別は適用されない⁽⁴⁷⁾。

e) 1996年4月30日にCJCEが下した判決は、この長年に渡るCJCEの判例法により確立した原理となっていた、「家族としての権利」(“droits dérivés”)と「独自の権利」(“droits propres”)の区別の妥当性を見直す判決となった。本件、Cabanis-Issarte事件⁽⁴⁸⁾では、被用者の妻としてオランダで社会保障法の適用を受けていたCabanis-Issarte夫人が、フランスへ帰国後、オランダの年金当局へ収める保険料の額に関して、1408/71号規則に基いて平等取扱いの適用を求めた。オランダ当局は、当該保険制度が、夫の死亡後、夫人が「独身者」として任意に加入を認められた制度であったため、夫人の独自の権利として発生する権利であり、従って従来CJCEの判例に基き、Cabanis-Issarte夫人は本件で1408/71号規則を援用することは出来ないと主張した。また、委員会及び法律顧問も同様の意見を提示した。しかしCJCEはこの意見に従わなかった。裁判所は、大法廷において、上記の、権利の根拠による区別の問題点に関して検討することとした。この議論の中で、二つの問題が指摘された。

一つは、権利の基礎となる法的地位が、同じ給付に関して、加盟国の国内法によって異なることがあり、EC法規の統一的な適用に適合しないとの

指摘である。

もう一つの論拠は、社会保障制度が一般的にその適用を包括化する傾向を示しており、このような区別が困難となる場合が増加しているという指摘であった。

最終的に、CJCEは次のような論理を展開し、判決を下した。

まず、CJCEは1408/71号規則が、その人的適用対象の範囲において、労働者本人と、その家族と遺族を区別していることを確認した。この区別は、規則の各規定の対象となる者を定めており、中には、労働者のみを対象とした規定が存在する(例えば67条～71条に規定されている失業給付は、加盟国出身の労働者のみに支給され、その家族には支給されない)。その上で、CJCEは、上記Kermaschek事件における判決の根拠となったのは、Kermaschek夫人が適用を求めていた1408/71号規則の規定(失業給付の連携を規定する1408/71号規則64条～71条)が、労働者のみを対象としたものであったため、加盟国出身の労働者という地位を有していなかった夫人がこれを援用することができなかったという考えであると指摘した。

本件における老齢年金制度に関しては、CJCEは、1408/71号規則の適用対象となる制度として、本制度は規則第3条の規定する平等取扱原則に服し、加えて第3条の対象には、労働者のみではなく、労働者の家族も含まれると判示した。以上に基き、CJCEは本件でのCabanis-Issarte夫人への平等取扱義務を認めた。

この判決は、これまでの、権利の種類に基く区別を放棄し、改めて、適用を求められる1408/71号規則の規定が、労働者のみを対象としているか、その家族も含むものなのかを判断の基準として定めたと解することができよう。

1408/71号規則の人的適用対象に関するCJCEの判例は、経済活動を行う労働者等に関しては確実にその範囲を拡大してきている。その家族の権利に関する判決も例外ではない。Cabanis-Issarte判決により、労働者の家族が、独自の法的地位に基いて獲得した権利に関しても、1408/71号規則

による平等取扱いを保障され得るようになった。幾つかの給付に関しては、もう一つの理事会規則、第1612/68号規則の適用によって、独自に受給権が発生する給付であっても労働者の家族への平等保護が可能となっていたことを、後で紹介する。

本判決の議論の中に、諸国の社会保障制度は一般的に、国民全体をその保護の対象とする方向に拡大する傾向を示していることに触れられていた。EC社会保障法もまた、その傾向に沿って展開して来ていると言えよう。

(2) 制度的適用範囲

① 1408/71号規則第4条

1408/71号規則は、前述の1952年のILO102号社会保障最低基準条約に規定されている9部門（疾病、出産、障害、老齢、遺族、労災及び職業病、死亡、失業、家族）と同一の制度的適用範囲を持つ。

上記の社会的リスクに対応する社会保障制度は、全て、一般的に適用される制度 (*régime général*) であるか、特定の職種を対象とした制度 (*régime spécial*) であるか、また拠出制であるか非拠出制であるかは問わずに適用範囲に含まれる(1408/71号規則4条2項.)。

ただし、4条の文言「法制度」(“*législations*”)から分かるように、本規則が対象としているのは、公的制度のみであり、私的な制度、及び契約に根拠を置く制度は対象外である⁽⁴⁹⁾。

加盟国は、規則の適用の対象となる自国の制度、及びその施行日、及び制度の改正を全てEC当局に報告する必要がある(1408/71号規則5条、及び97条)。それらはEUの官報に掲載される。報告されなかったからといって直ちに当該制度が規則の適用を免れるということはない⁽⁵⁰⁾が、一旦報告された給付に関しては、その後その社会保障的性格を否定することは出来なくなる⁽⁵¹⁾。

② 適用除外制度：社会扶助等

(i) 社会扶助および医療扶助 (*assistance sociale et médicale*)⁽⁵²⁾、戦争犠牲者のための給付、及び公務員のための特別制度は本規則から除外されている(1408/71規則4条4項)。

戦争犠牲者のための給付は、戦争の被害に対する国家の補償であり、社会保障給付ではないという理由で適用を除外されている。公務員に関しては、彼等がもともとローマ条約48条の自由移動の対象から外されていることから、適用を除外されたと考えられる⁽⁵³⁾。

社会、医療扶助の適用除外は、社会、医療扶助が無拠出制であり、国家が、その構成員である国民に対し、国の構成員であることを根拠に与える給付であるとの理念に基き、ILOの条約等からも除外されていることが根拠になっていると思われる。しかし、社会扶助という概念自体が明確ではなく、社会保障との境界線もあいまいである。たとえば、非拠出制の給付全般を指すのに社会扶助という用語が用いられることもある。

(ii) このため、加盟国の制度の中には、社会保障であるのか社会扶助であるのかが不明確のものも存在し、またこの不明確性ゆえに、公的扶助ではない非拠出制の給付に関しても外国人への支給を制限しようとする事件が多数発生した。ここで注意しておきたいことは、国内法上の形式的要素、例えば法の題名などは、社会扶助か社会保障かの区別の基準とはならないということである。CJCEは判断の基準となるのは、あくまでも給付の内容、趣旨など、実質的要素であると明言している⁽⁵⁴⁾。

a) 社会保障か社会扶助かが争われた最初の事例がFrilli判決である⁽⁵⁵⁾。CJCEは、ベルギーの非拠出制の老齢福祉年金 (*revenu garanti*) に関して、給付の支給がミーンズテストに基づいていたにも関わらず、社会保障の給付に該当するとした。裁判所は、給付によっては、雇用や拠出期間ではなく生活の困窮 (“*le besoin*”) を支給の要件としている点で社会扶助的性格を有するが、同時に、受給権を個別的裁量的査定に基づいてではなく、法的に確立した権利 (“*une position légalement définie*”) として発生させていることで、社会保障上の権利と同様の性格をも併せ持つものも存在すると述べる。その上で、本件のベルギーの老齢福祉年金も、上記のような給付に属するものである

と判断し、3/58号規則の適用を受けるとした。

b) それに続くCallemeyn事件⁽⁵⁶⁾、Costa事件⁽⁵⁷⁾は、いずれもベルギーの非拠出制の障害者手当に対する1408/71号規則の適用の可否に関するものである。EC裁判所はこの両判決で、Frilli判決で述べたように、社会扶助、及び社会保障双方の性格を併せ持った給付が存在することを表示した上で、当該障害者手当に関しては、社会保障上の保護の外に置かれた者の生活を保障する社会扶助的役割と、不十分な障害保険への補足的給付としての役割とを果たしていると判示した。すなわち、EC裁判所は、非拠出制給付が1408/71規則の適用を受けるとする社会保障給付であるための基準を、①給付の根拠となるのが、法的に確立した権利であり、個別裁量的な査定ではないこと、②1408/71規則4条1.(制度的適用範囲)に含まれる生活事故であり、貧困そのものに対する社会保障給付ではないこと⁽⁵⁸⁾、と定め、この基準に基づいて、ベルギーの非拠出制の障害者手当に対する1408/71規則の適用を認めている。

c) 1974年のBiason事件⁽⁵⁹⁾では、フランスで社会保障上の障害者給付を受給していたイタリア国籍のMlle Biasonが、それと合わせてフランス国民連帯基金から非拠出制の付加手当を受給していたが、イタリアに住居を移すことになり、この付加手当の支給を打ち切られることになった事件である。この事件で、EC裁判所は、上記の二つの基準に照らし、当該給付は、障害者を対象とする社会保障的給付を補足するものであり、障害者手当を受給していることから生じる法的に確立した権利に基づいていることから、1408/71規則の適用をうける社会保障給付に属すると判断した。

d) 1983年のPiscitello事件⁽⁶⁰⁾では、非拠出制の、最低所得保障を目的とした非拠出制年金と社会扶助の関係が問題となった。イタリアの社会年金(pensione sociale)は、65歳以上の低所得者に支給される、最低所得保障を目的とする非拠出制年金である。しかし支給の根拠となるミーンズテストはなく、所得が一定の額を下回る者に対して権利が発生する。本件では、受給者がベルギーに移

住したことから、支給が停止された。1408/71規則10条は、給付の国外支給の長期給付への具体策として、「居住要件の除外」を規定しており、従って、本給付が1408/71規則の適用を受けるとしたら、ベルギーへ移住しても受給できることとなる。EC裁判所は、社会年金が上記b)で述べた①②の基準を満たしていると認定し、最低所得保障という社会扶助的役割以外に、不十分な拠出制老齢年金の補足的給付として支給される場合は社会保障的性格を有するとして1408/71規則の適用を認めた。

e) 1989年のNewton判決⁽⁶¹⁾では、上記b)で述べた①②以外に、受給者自身に関する新たな基準を設定した。それは、非拠出制の給付の支給を求める当該加盟国において、以前に被用者として社会保障制度の適用を受けていたことである。

CJCEが、本要件を付加したのは、これら非拠出制の給付が、通常の拠出制の社会保障制度を補助するものとして1408/71号規則の適用を認められることから導き出され、加盟国間の均衡を考慮した故であろう。

f) 給付の社会保障的性格が認められなかったケースとしては、Hoeckx判決、及びScrivner判決⁽⁶²⁾等が代表的である。ここでは、ベルギーの一般扶助給付(minimex)に関して、1408/71号規則が適用されるどうか問題となった。この最低所得保障を目的とした給付の支給は、いわゆる「ミーンズテスト」に基く個別裁量的決定によって発生するのではなく、明確な支給要件が存在する。つまり、申請者が無職であり、その所得が一定の額を下回るということが確認された時点で、法的に受給権が発生する。従って、Callemeyn判決による①の要件である、法的に確立した権利(“une position légalement définie”)を発生させる、ということは充足される。しかし、本給付は、「貧困」そのものに対する給付であり、他の生活事故に関する社会保障給付との関連はない。従って、上記②の要件は満たされていない。このことから、本件給付は、1408/71号規則の適用は受けないとされた。このような給付は、上で述べた1612/68号規則

の適用を受けるが、そのことは後で検討する。

(iii) こうしてCJCEは、最低生活保障を目的とし、支給要件を「困窮」(“le besoin”)とし、非拠出制の、ILO条約等では除外されているような給付をも、一定の基準を満たしている限り、1408/71号規則の制度的適用範囲に取り入れた。つまり、①受給権の発生が個別的、裁量的査定ではなく法的に確立した権利として生じること、②当該給付が対象とするのは1408/71号規則4条1項に列挙される生活事故の一つであるか、或いはそのような生活事故を対象とした社会保障給付に付随して支給される非拠出制の給付であること、以上の要件を充足すれば、当該給付は1408/71号規則の適用除外となる社会扶助ではなく、社会保障の給付とみなされ、1408/71号規則の適用を受ける。これら一連の判決も、EC裁判所の、「労働者の自由移動の促進」という政策目的の実現を前面に出して、1408/71号規則の制度的適用対象の範囲を拡大した例である。

しかし、このような非拠出制の給付に1408/71号規則をそのまま適用することには、本規則の規定する連携化の原則の一つである「国外支給」の原則との関係で、実質的な困難が生じたのである。その問題を、それを解決した1247/92号規則も含めて以下で紹介する。

③ 非拠出制給付の国外支給：1408/71号規則を改正する1247/92⁽⁶³⁾号規則

これら非拠出制給付に関連して、給付の国外支給の問題⁽⁶⁴⁾が議論された。これら非拠出制の給付は、そもそも受給者の社会的、経済的背景を基に支給されるものであり、受給者の国内居住は重要な要素である。従って、1408/71号規則の他の諸原則(以下参照)は適用されても、給付の国外支給原則に関しては、当該給付の趣旨に反し、適用されるべきではないというのが幾つかの加盟国の意見である。上記のBiaison事件における法律顧問(M. Gerhard Reischl)の意見も、特に全国民や全住民(国籍を要件としえない現在では)に対して最低所得を保障する非拠出制の給付は国家共同体内の連帯が基礎となっており、国外に移住する者は

その連帯の範囲外に置かれることになり、彼等への支給は性質上許されないとした。また、このような給付の国外への支給は実務上の国難も生じる。すなわち、非拠出制の給付は受給者の資産、所得が一定以下であることを支給要件の一つとしているが、国外に居住する者に関してそれを確認するのは事実上困難である。

しかし、CJCEはこのような理由はEC社会法規の適用を妨げるのに足りないとし、非拠出制の給付に関しても、国外支給の原則は遵守されるべきであるとの立場を採ってきていた⁽⁶⁵⁾。

このようなCJCEの判例法とその解釈、実施の困難から、1408/71号規則を改正し、非拠出制給付に関する特有の原則を定める必要性が認識されていた。実施委員会における長年の議論の末、1408/71号規則を改正する1247/92号規則が1992年4月30日に制定された⁽⁶⁶⁾。

1247/92号規則は三つの事柄を規定している。

第一に、1408/71号規則の適用の対象となる非拠出制の給付の範囲を定める。

第二に、そのうち幾つかの給付に関して適用される特別の原則を規定する。

最後に、経過措置を定める。

(i) 1247/92号規則は、1408/71号規則の制度的適用範囲を定める4条に新たな2bis項を加えた。新たな4条2bis項によると、「非拠出制の特別給付」も適用の対象となる制度に含まれる。「非拠出制の特別給付」とは、

— 1項の(拠出制)の社会保障給付、及び4項の社会扶助給付以外の給付であり、

—→ a) 1項の社会的リスクに対する(拠出制の)社会保障給付への補助的・補完的・付加的な保障として支給されているか、或いは

—→ b) 専ら障害者に対する特別保護を行うために支給されるものである。

この2bis項意外に、「非拠出制の特別給付」を明確に定義する規定を1247/92号規則は設けていないが、規則の前文において、CJCEのこれまでの判例法が参考の材料となることがはっきりと示されている⁽⁶⁷⁾。

(ii) 上記の要件を充足する「非拠出制の特別給付」のうち、IIbis附則(Annexe)に掲載された給付には、新たに導入された10bis条が定める特別の連携の原則が適用される。

IIbis附則に掲載されている給付は、各加盟国毎に実施委員会内で合意に達した給付であり、その数は全加盟国合わせて約50程である。その中には、既にCJCEによる先決判決の対象となった給付も含まれており、主に、障害者や、高齢者、また低所得家庭への経済的援助を目的としているものである。

これらの給付に関して、10bis条は法の選択(1.), 及び給付国ではない加盟国で完成された期間(2.) 或いは起こった出来事(3., 4.) の考慮の方法に関する特別の原則を定めている。

10bis条1項は、これらの給付に関して適用されるのは居住国の法であり、居住地の機関が支給義務を負うと定める。この原則は、このような給付が一定の経済的状況を要件としていることを考慮したものである。

10bis条の2項～4項は、給付の受給権の発生に際して、他の加盟国での(加入, 居住, 雇用) 期間を通算しなければならないこと(2項), 非拠出制の給付が社会保障給付に補足的に支給される場合、他の加盟国から支給される同種類の給付を考慮すること(3項), 及び、障害の初診が国内で行われたことが支給要件となっている場合、他の加盟国で初診が行われたことで要件が充足されること(4項)を定める。

IIbis附則に掲載されていない非拠出制の特別給付には10bis条の規定は適用されない。すなわちこれらの給付は1408/71号規則の他の規定の適用を受ける。

経過措置として、1247/92規則の施行日である1992年6月1日以前に確定した権利は維持される。また、この日以前の期間に関しては、本規則は如何なる権利も生じさせない。ただし、この日以前の居住, 加入, 雇用期間は通算の対象となる。

1247/92号規則により、1408/71号規則の適用対象となる制度の範囲が非拠出制の制度に関しては

明確化され、これらの制度の目的を考慮した特定の連携の原則を定めたことは、これらの給付の国外支給に関する問題も解決した。

このことは、CJCEの判決が基となってEC規則が改正され、連携の対象となる制度が拡大されるというEC法規の形成の過程のもう一つの例を提供している。

(3) 1408/71規則における4原則⁽⁶⁸⁾

ここでは、1408/71規則の規定するEC社会保障法の原則を、①法の選択、②平等取扱、③期間の通算と比例配分、④国外支給の順に検討する。

① 法の選択

1408/71号規則13条1項により、移民労働者は、一時点において、一つの加盟国のみの法の適用を受ける。

これにはまず、複数の加盟国の法の適用を受けることにより、移民労働者が拠出義務の重複による過剰な負担を被ることを防ぐ目的がある。

次に、給付の重複によって移民労働者が定住労働者と較べて不当に有利な立場に立たされることを防止する意味でも重要である。前にも述べた通り、社会保障の連携化は移民労働者の権利の保護を目的としてはいるが、彼等を定住労働者と較べて優遇することを目的としてはいないからである。

長期給付を複数の加盟国から受給する場合でも、これらの給付は、時期的に異なる社会保障上の義務に対応する権利に対応するもので、時間的に重複して複数の法が適用されるのではない⁽⁶⁹⁾。

1408/71号規則13条2項により、被用者に関しては雇用地の法、自営業者の場合は営業地の法が適用される(この地は、居住、或いは使用者の本拠地と異なる場合もある)⁽⁷⁰⁾。これが適用法決定の原則である。

これに対し、14条～17bis条は、この「雇用地の法の適用」の原則に関する例外を多数挙げている。例えば、駐在期間が一年以下の外国駐在労働者(“travailleurs détachés”) (当初の雇用地の法)、国際交通・運送労働者(企業所在地の法、又は居住地の法)、国境企業労働者(企業の本拠所在地国の法)、複数の加盟国において同時に職業活動

を行っている労働者等（居住地国の法）である。

このような1408/71規則の規定は、(EU法をなす以上) 国内法に優位するから、加盟国の国内法が、本規定に反して、ある者が国内法の適用を受けるか他の加盟国の法の適用を受けるかを定めることは出来ないし⁽⁷¹⁾、労務を提供している加盟国の国内法が、その社会保障の制度の適用に居住要件を課しても、その要件は本EC規定の適用を受ける者には適用できない⁽⁷²⁾。

このような規定によって、一つの事業所で働く労働者の中で、社会保障上適用される法律が統一され、また越境労働者 (travailleur frontalier) に関しても統一的な準拠法の設定がなされている。またEC法の選択した法、「労務提供の地の法」は、一般的に移民労働者にとって主たる生活の場であり、社会保障上の義務を履行し、権利を享受するのに最も適した法律であるといえよう。

給付の性質、労働者の特質（船員、公務員等）に合わせて例外的に「居住地の法」を準拠法として定めていることも、移民労働者の生活に最も密着した社会保障の適用を実現する上で有効である。

② 平等取扱の原則

この原則は1408/71号規則第3条に明示されている：「この規則の適用を受ける者で加盟国に居住する者は、居住国の社会保障法においてその国民と同様の義務と権利を有する」。社会保障上の義務とは拠出等を指し、権利は受給の権利等である。

これらに関して、本規則の対象となる者は、居住国の国民と同等視 (assimilation) される。すなわち国籍による如何なる差別も受けてはならない。

平等取扱いをめぐる実際の紛争が、本規則の人的適用範囲に入るか、本規則の適用を受けるか、という形で問題となるのは、既に検討した通りである。この二つの条件が満たされた時点で、加盟国の国内法の設けている国籍要件、或いは居住要件が平等原則に違反するとして無効とされるのである。

この差別禁止には、直接的に国籍を理由とした差別だけではなく、間接的な差別も含まれる。従って外国人に、国民よりも満たすことが困難な、居

住要件などを設けることも間接差別として禁止されている⁽⁷³⁾。

平等取扱の原則は、後に検討する1612/68号規則7でも、またローマ条約6条（マーストリヒト条約以前では7条）にも規定されているEC法における非常に重要な原則である。

③ 期間の通算と比例配分

(i) この原則はローマ条約51条 a 項に規定されており、社会保障上の取得途上にある権利の保護を目的とする。

多くの社会保障給付はその受給要件として一定の長さの拠出期間の完成を要するが、複数の国を移動した労働者の場合、一国における拠出期間が、受給権の獲得に短すぎる場合も多い。そこで、本原則は、給付受給権の発生および給付額の算定の際には、複数の加盟国において完成された加入、雇用、或いは居住の期間を全て考慮しなければならないと規定している。1408/71号規則は、「各給付の種類に関する特別規定」と題する第三章において、給付の種類毎に、本原則を表示した条文を設けている（1408/71号規則第18条、38条、45条、57条、64条、67条、72条）。

社会保障の給付には、短い拠出期間で受給権が発生し、且つ給付額が拠出期間の長さに影響されず、例えば疾病の程度によって算出される給付（主に疾病、出産、失業、死亡一時金等の給付）と、長期の拠出を要件とし、給付の額が拠出期間の長さに左右される給付（主に老齢、遺族、一部の疾病給付）とが存在する。

期間の通算は、前者の場合と後者の場合とでは、適用の方法が異なってくる。

(ii) 前者の場合、拠出期間の通算は、給付を受ける国における拠出期間のみでは受給要件が充足されない場合にのみ、必要で、且つ重複しない限りで(1408/71号規則の実施規定規則574/72号規則第15条(a)) 他の加盟国における拠出期間と通算する。

給付の支給の義務を負うのは、通常、移民労働者が給付の申請を行う時に適用を受けている制度であり（1408/71号規則1条(o)1.），期間の通算によって受給権が発生したら、当該制度の準拠法

に基き、全額を負担する。

(iii) 長期給付の場合、適用対象者は、複数の加盟国において完成された拠出期間に対応する給付をそれぞれの社会保障制度から別々に受け取ることができる。そのために、各加盟国における拠出期間の合算で、当該加盟国における受給権の有無を決定した後(3/58号規則27条；現1408/71号規則の給付別期間通算規定；1408/71号規則の実施規定規則574/72号規則第15条(a)),具体的な給付額は比例配分方式(proratisation)で算出する(3/58号規則28条；現1408/71号規則46条)。比例配分の計算式は、被用者が就労した加盟国それぞれにつき、

$$\frac{\text{当該国における理論計算額(a)} \times \text{当該国における拠出期間(b)}}{\text{関連複数国における全拠出期間(c)}}$$

を計算し、それを総計するというものである。この(a)の「理論計算額」とは、複数の加盟国において完成された全拠出期間が専ら当該国で完成していたら受給権が発生していたであろう給付額をその根拠法に従って算出した額である。

このような比例配分方式が採用されたのは、これらの給付の財政的負担が前者よりも重く、関連国の間で分担する必要が考えられたことと、拠出と給付の対価関係が想定されていたこと等が挙げられる。また、移民労働者の社会保障上の権利を保護するための社会保障制度の整合化は、彼等を定住労働者と較べて有利な立場に置かれることを目的とはしていない。従って、複数の加盟国から重複して給付を受けることになるような状況は避けられなければならないことも背景にある考え方である。

a) この規定を巡る解釈が最初に問題となったのは3/58号規則下のVan der Veen事件⁽⁷⁴⁾である。この事件では、西ドイツの寡婦年金とオランダの属地的な寡婦年金の競合が問題となった。オランダ法において、受給要件は夫が死亡時において被保険者であるということのみであるため、オランダにおいての拠出期間の短かったKalsbeek夫人にも、オランダの国内法のみを基き、寡婦年金の受給権が発生した。問題は、オランダ当局が、この給付の計算に3号規則28条の比例配分を適用す

ること、すなわち、上記の計算式における(c)のみを大きくしたことによって、これを減額したということである。

これに対しCJCEは、次のように判示し、オランダ当局の減額措置を否定した。「28条が27条と切り離して適用されれば、場合によっては移民労働者の権利が減損されることになる。...28条(比例配分規定)は、ローマ条約51条のもとでは、27条(期間通算規定)に規定された場合、すなわち受給権の獲得や維持回復が問題となる場合にのみ適用される」。従って、CJCEによれば、その必要のない給付に減額の目的でこれを適用することは、ローマ条約51条に反することになる。

b) 1967年のDe Moor事件⁽⁷⁵⁾では、西ドイツ及びベルギーの老齢年金と属地性の強いルクセンブルグの老齢年金との競合が問題になった。De Moor氏のルクセンブルグの老齢年金の受給権は、EC規則に依らず国内法のみを基き発生するものであった。ルクセンブルグ当局は、しかし、ドイツでの拠出期間を考慮に入れて、28条の比例配分を適用し、年金額を減額した。問題となったルクセンブルグの老齢年金は、拠出実績に関係なく与えられ、非常に短い拠出期間で単独に生じる定額部分と、拠出比例部分から成り立っている。審理において、EC委員会は、この属地性の強い定額部分を、他の加盟国からも給付を受ける移民労働者に無条件で与えることは、一生をルクセンブルグで過ごす労働者と較べて均等を欠き、従って国内法のみを基き受給権が生じるルクセンブルグの老齢年金にも28条が適用されるべきであるとの所見を提出した。これに対し、CJCEは、「28条は、27条すなわち期間通算規定に依らずに拠出に基き国内法のもとで発生した老齢年金の額を決定するためには適用されない」と説示した。

結局、Van der Veen事件においても、De Moor事件においても、さらにその後の一連の老齢年金の競合に関する判例においても、CJCEは、国内法のみを基き受給権が発生する給付をEC規則によって減額することは、ローマ条約51条に反し、許されないとの解釈を維持した。この解釈は、労

働者の自由移動の確保という政策目的を最優先させるという、EC裁判所の目的論的解釈に立つものであるといえよう⁽⁷⁶⁾。

④ 給付の国外支給

給付の国外支給は、ローマ条約51条(b)項に規定されており、社会保障上の既得権 (droits acquis) の保護を目的とする。

これは、給付の支給義務を負う加盟国ではない加盟国に居住する受給権者に負担国が給付を支給することである。

1408/71号規則10条の規定により、加盟国の法律によって受給権が生じた疾病、老齢、遺族、職業病及び労災に対する年金、死亡一時金は、受給権者が支給義務を負う加盟国以外の加盟国に居住していることを理由として、減額、修正、撤回、没収されてはならないこととなっている。具体的には、長期給付に関しては、「居住要件の除外」 (“levée de la clause de résidence”) の原則が適用され、短期給付は国外に移送される。

現金給付 (prestations en espèces) は、負担国から、受給権者に直接、或いは居住国の機関を通して支払われ、現物給付 (prestations en nature) は、居住国の機関によって支給され、負担国はその費用だけを支払うシステムとなっている。

4条2bis項の「非拠出制の特別給付」のうち、附則IIbisに掲載される給付は、居住国が、その国での居住を要件として支給する。従って、国外支給の対象とならない。

(4) 小括

1408/71号規則に関するCJCEの判例によって、社会保障法上、平等取扱原則をはじめとする社会保障制度の連携化の原則の適用を受ける権利の範囲はあらゆる面で拡大され、雇用関係や、労働者の地位に必ずしも直接的に関連しないものにも拡張された。

(i) まず、規則の適用の対象となる人の範囲が、経済活動とは無関係に加盟国間を移動する労働者、或いは既に雇用市場から離れた労働者をも含むようになった。

(ii) 次に、本規則の適用を受ける労働者の家族

の社会保障上の権利は、1996年までは一定の限界があったが、それが一応取り除かれた。というのは、1408/71号規則の適用を受ける権利は、従来の判例では労働者の家族として享受する権利であることを必要としていた。しかし、1996年のCabanis-Issarte判決以来⁽⁷⁷⁾、その必要がなくなった。最も、本判決は1408/71号規則の中には、「専ら労働者を適用対象」とし、労働者の家族には適用されない規定が存在するとしているため、それがどの規定を指すのか、今後も注意を要する。

(iii) 非拠出制の給付を、一定の要件の下に本規則の適用対象制度に加える判例が元となり、これらは1247/92号規則によって1408/71号規則の制度的適用範囲に含まれることとなった。このことは、雇用関係や労働者としての地位に直接依存しない、所得保障的な給付にも連携化が及ぶことで、やはり移民労働者の保護の新たな拡大となっている。

(iv) このような1408/71号規則に関するCJCEの判例によって、移民労働者の社会保障上の権利は確実に拡大した。しかし、課題は残されている。それは、今後域内での移動の必要性が増すであろうと予測される技術者、専門職等の社会保障の重要な部分を構成する「補完的制度 (“régimes complémentaires”) の連携化、及び、学生、無職者等の、永住権を有しない高齢者、等非経済活動者の社会保障の連携化である。彼等に対しては、出入国や居住の自由を認めた理事会指令は採択されている⁽⁷⁸⁾が、出身国以外での居住の要件として、生活できるだけの十分な資産を保有することが要件とされ、最低生活が維持できなくなれば国外退去させられるという可能性も存在する。EUの目指す、経済統合に留まらない高度な統合体の完成までには、こういった課題を解決していく必要があるのである。

では、労働者の自由移動に関する1612/68号規則に関しても、同様の傾向が見られるのか、以下で検討しよう。

3) 1612/68号規則⁽⁷⁹⁾

EC結成後、ローマ条約48条に基いた労働移動の自由は、1961年の12/61号規則、1964年の38/64号

規則等により、段階的に整備されていく。その過程で、当初規定されていた雇用機会に関する自国民優先も廃止される。そして1968年に、それまでの経過措置を撤廃し、域内の労働移動の自由を確立した1612/68号規則が制定された。

1612/68号規則は、雇用の分野において加盟国出身の労働者に自国以外の加盟国でその国民と平等な取扱いを保障することによって労働者の自由移動の確保を図ろうとするものである。本規則は二部から成るが、「雇用と労働者の家族」(“Première partie: De l'emploi et de la famille des travailleurs”)と題する第一部が、雇用の分野における加盟国国民間の平等取扱原則を定めている。

(1) 労働者自身に対する平等取扱い

① 1612/68号規則第7条～9条

規則第1条「雇用機会」(“de l'accès à l'emploi”)は、加盟国国民は、全て、他の加盟国において、その国民を支配する雇用法規に従って被用者として職に就き、従事する権利を有することを明示している。これは、全加盟国において加盟国の国民は雇用機会を等しく与えられるということを意味する。

規則第7条「雇用条件と平等取扱い」(“de l'exercice de l'emploi et de l'égalité de traitement”)1項は、自国以外で雇用される加盟国出身の労働者が、雇用及び労働の条件、特に賃金、解雇、失業後の職場復帰に関して、国籍による差別を受けてはならないとしている。

規則第7条2項は、加盟国出身の労働者は、当該国国民と同一の社会的及び租税上の便益(“les mêmes avantages sociaux et fiscaux”)を享受すると規定している。

7条3項は、加盟国出身の労働者は、自国以外の加盟国において、職業訓練の受講に関して国内労働者と同一に扱われる権利を有することを規定している。

そして4項は、雇入れ資格、雇用、報酬、その他の労働条件、或いは解雇に関して差別的な条件を定める労働協約や個別協定、その他団体規定は当該労働者に関する限り無効とされると規定し

ている。

この7条を受けて、8条は加盟国出身の労働者に、自国以外の加盟国において国内労働者と平等に労働組合に加入する権利、9条は住宅を獲得する権利等を保障している。

以上のような内容を有する7条をめぐる解釈上、最も難問を提起したのは2項の「社会的便益」という文言である。本来、この「社会的便益」は雇用法上の便益を指すものと考えられていたが、CJCEはこれをより広く解釈しており、現に雇用法上の地位とは無関係の便益に関して、労働者の自由の促進を重視する観点から、7条2項の適用を拡大している。また本稿のテーマとなっているのはこの7条2項である。そのことに関するCJCEの主要な判例を以下で検討する。

② 7条2項「社会的便益」に関するCJCE判例法

7条2項で使用されている「社会的便益」という文言の意味する内容を定義する規定はない。その意味内容は、解釈に委ねられていることになる。ところが、その解釈の基準となる本規定の趣旨が雇用法上の平等のみを目指すのか、それとも、労働者の社会生活上必要とされる一般的社会便益をも含めた平等をも目指すのかは、具体的な事例に対するCJCEの判例の積み重ねによって、徐々に明確となっていく。

そして、CJCEは、この文言の解釈を通して、1612/68号規則の平等取り扱い原則の適用対象となる権利の範囲をかなり拡大していく。

「社会的便益」に当たるとして7条2項の適用が求められる事例は、主として雇用関係や労働者としての法的な地位に直接由来しない社会生活上の権利に対する事例である。

a) 労働者本人、及びその家族の権利に関する、1975年のCristini事件⁽⁸⁰⁾では、移民労働者であった夫の死後に、その寡婦が、フランス国鉄(SNCF)に支給を求めた多子家庭に支給される国鉄の料金割引券が、7条2項の社会的便益に含まれ、平等取扱の対象となるかどうかの問題となった。この

割引券は、18歳以下の子供を三人以上持つ家族に対して、その構成員全員に発行される。この事件は、たまたま労働者の亡くなった後に起こったが、このことは事件の解決には影響がない。フランス当局は、1612/68号規則7条2項は、労働者としての法的地位に直接関連する利益のみを対象としているのであって、本件のように、多子家族であることのみを発行要件とし、雇用関係とは無関係の割引券はそれに含まれないという判断を下した。これに対しCJCEは、1612/68号規則には、失業者の職場復帰や再雇用に関する規定等、雇用関係が終了した後の権利に関するものも含んでおり、この文言を狭義に解釈することはできないとした。そして、「本規定が目的とする平等取扱が対象とする社会的及び租税上の権利は、雇用関係に付着するものであるか、ないかに関係なく全ての社会的便益を含むものと解さなければならず、多子家庭に支給される国鉄割引券はこれに属する。」と結論づけた。

b) 1979年のEven判決⁽⁸¹⁾は、戦争犠牲者に対する補償給付に関する事案であり、このような給付はもともとEC規則から除外されていることから7条2項の適用は否定された。しかし、傍論で、CJCEは、7条2項のいう社会的便益は、雇用条約に付着した便益であろうがなかろうが、労働者がその地位に基いて、或いは単に国内に居住するという事実に基いて与えられる社会的便益全てを指すということを明らかにしている。

c) 1981年のReina事件⁽⁸²⁾では、低所得の家庭に、子供の出生時に州立銀行から裁量的に貸与される無利子の家計補助に関して、CJCEは7条2項に含まれると社会的便益と判断した。

d) 先に、1408/71号規則の適用対象となる社会保障制度と、適用除外となる「社会扶助」制度とを区別することの困難性を巡る問題を検討した(前述2)1408/71号規則の(2)制度的適用範囲、②適用除外制度としての社会扶助参照)。CJCEの判例は、判断の材料となる幾つかの基準を提示している。しかし、他方でその基準に基いて社会扶助制度と認定され、1408/71号規則から除外された制

度が、1612/68号規則7条2項の「社会的便益」に属するかどうか問題となりうる。上記Hoeckx事件、及びScrivner事件⁽⁸³⁾はその例である。ベルギーの最低所得保障を目的とした一般扶助給付(minimex)に関して、CJCEは、一方で本給付は、「貧困」そのものに対する給付であり、他の生活事故に関する社会保障給付と関連していないことから、社会保障の給付ではなく、従って1408/71号規則の適用は受けないとまず判断している。ところがそれとは別に、1612/68号規則の適用問題も扱っている。それについては労働者の自由移動の促進という政策目的に鑑みて、同規則7条2項の指す社会的便益を雇用上の便益に限定するべきではなく、単なる国内居住という事実に基いて与えられる便益をも包含するという従来の見解を繰り返し、当該給付も7条2項のいう社会的便益に該当し、内国民には課せられない居住要件を他の加盟国民に課すのは本規則の規定する平等取り扱い原則に違反すると判示する。こうして、社会扶助制度にも1612/68号規則の内外人平等原則が適用されることが明らかになった。

従って1408/71号規則の適用を除外される最低所得保障の社会扶助的給付にも、1612/68号規則7条2項によって、少なくとも平等取扱いの原則は適用されるということになる。ただ、1612/68号規則によって加盟国に課せられる義務は、あくまでも平等原則に関する義務に留まり、連携化の他の基本原則は及ばない。従って公的扶助給付が国外支給されることはない。

(2) 労働者の家族に対する平等取扱い

① 1612/68号規則10条～12条

1612/68号規則10条は、加盟国出身の労働者の家族は、その国籍に関わらず、(すなわち、加盟国の出身ではなくても)労働者が雇用されている加盟国において、労働者とともに生活する権利を有することを規定している⁽⁸⁴⁾。

11条は、加盟国出身の労働者の配偶者とその21歳未満の子は、その国籍に関わらず、労働者が雇用されている加盟国において被用者としての活動を開始する権利を有すると規定している。

12条は、子供の一般教育、従弟教育、職業訓練への受け入れに関する平等取扱いの原則を定めている。

文言を見た限りでは、1612/68号規則が労働者の家族に与える保護は、労働者自身より狭い。しかし、CJCEはその目的論的解釈によって平等保護の保障される権利の範囲を拡げていく。

a) Michel S.事件⁽⁸⁵⁾では、既に成人した労働者の息子に対するベルギーの社会統合基金による障害者の社会復帰のための教育援助に関して、1612/68号規則12条が定める教育上の権利に関する平等取扱いが適用されるかどうかが問われた。12条は3つの教育制度に関しての平等原則を定めている。ベルギー当局の主張とは違い、CJCEは12条を限定的に解釈するのは労働者の自由移動の確保という観点から妥当ではなく、それゆえ12条の挙げる3つの教育制度は例示的列举であると解した。そして本件援助への12条の適用を肯定した。

b) その後もCJCEは1612/68号規則12条を広く解釈することによって、教育機関への入学だけではなく、奨学金制度等、子供の教育を援助することを目的とした全ての制度に同条の適用を拡張し、(1974年のCasagrande判決, Alaimo判決, 1990年のDi Leo判決⁽⁸⁶⁾), また、専門高等教育や大学など、対象となる教育機関の範囲も広げた(1988年のCommission c/ Belgique, 42/87判決, Humbel et Edel判決⁽⁸⁷⁾)。

このように、CJCEは1612/68号規則の労働者の家族に関する規定を出来る限り拡張的に解釈してきている。CJCEは、労働者の家族への平等保護を、7条2項を用いてますます拡張する方向へと向かう。

② CJCEによる7条2項の労働者の家族への適用

7条2項は本来、労働者本人への社会的便益についての平等保障を定めるものである。そのため、労働者本人ではなく家族に対する社会的便益が同条による保護の対象となるかが問題となりうる。この点につきCJCEの判例は、労働者の家族も、7条2項の社会的便益についての平等保護を保障さ

れるという解釈を採用している。

(i) これによって1408/71号規則の平等保護の及ばない権利についても平等保護が及ぶことがある。というのは、1408/71号規則は、最近まで、労働者の家族の権利を保護するにあたって、その権利が「労働者の家族として」与えられるもの(“droits dérivés”)であることを要求し、それ以外の、独自に受給権の発生する権利には適用を否定してきていたからである⁽⁸⁸⁾。上記1984年のCastelli判決、及び1986年のFrascoigna判決⁽⁸⁹⁾はその例である。これらの事例では、子供の扶養家族として老齢年金の支給を求めていた労働者の親が、当該給付が労働者の家族の地位と関係なく支給されることから、1408/71号規則の適用が否定された。CJCEによれば、権利の発生が労働者の家族としての地位に関連しないということから、Castelli夫人、及びFrascoigna夫人が1408/71号規則の人的適用対象に属さないのである。

しかしながら、CJCEは、当該給付は1612/68号規則7条2項の「社会的便益」に属すると判示する。そして、1612/68号規則10条に規定されている加盟国出身の労働者の家族の権利、すなわち、その国籍に関わらず、(すなわち、加盟国の出身でなくても)労働者が雇用されている加盟国において、労働者とともに生活する権利、を行使した者に対しても、この7条2項の社会的便益に関する平等原則は保障されると述べる。従って、1408/71号規則によって保障されなかったこれらの給付に関する平等原則は、1612/68号規則を適用することによって保障される⁽⁹⁰⁾。この両判決において、CJCEは当該給付が、性質上、社会扶助であるか、社会保障であるかに関しては判断を示さなかった⁽⁹¹⁾。これは、まず申請者がもともと本給付に関して1408/71号規則を援用できないこと、そして1612/68号規則によって平等原則を適用できる、ということからその必要がないと判断したからであろうか？

(ii) 他方で、1612/68号規則によって保護される労働者の家族の範囲に関しては、1408/71号規則の判例では殆ど問題にならなかった制限があること

が、判例によって明らかとなる。CJCEの判例によれば、労働者の家族が10条を初めとして1612/68号規則の権利を享受するためには、当該労働者自身、域内を既に移動していること、すなわち、雇用されている加盟国の国籍を持たないことが必要とされるのである。

そもそも、1408/71号規則において、このことがあまり問題にならなかつたのは、前述したCabanis-Issarte判決までは、CJCEの判例法によって、「労働者の家族として」享受する権利（“droits dérivés”）と、独自の法的地位に基づく権利（“droits propres”）との区別が存在したからである。

a) 2) (1)④の、1408/71号規則の人的適用対象、「労働者の家族」（注40）の部分で取り上げたCosta判決⁽⁹²⁾を見てみよう。本事件でベルギーの非抛出制の障害者手当の支給を求めていたイタリア国籍のCosta夫人はベルギー人であり、従って域内での移動はしていなかった。Costa夫人は、自ら働いたことはなく、夫の家族として1408/71号規則の適用を求めていた。委員会、及び法律顧問は上記「労働者の家族としての権利」、「独自の権利」の区別に基き、1408/71号規則の適用を否定する意見を提示していた。しかし、CJCEはこのことに関する判断を示さずに、当該給付が1408/71号規則の制度的適用範囲に属するという判断のみを下した。もしこの区別を行っていたら、委員会の意見通り、1408/71号規則はCosta夫人には適用されないと結論が出ていたであろう。現に前述の通り(2) (1)④ b) Kermaschek判決 c) Frascogna判決、Castelli判決、参照)、その後の判例では(1996年まで)この区別による判断によって1408/71号規則の適用の可否が決定されていた。つまり、労働者の家族が「労働者の家族として」享受する権利（“droits dérivés”）は、労働者自身の権利に密接に関連しているがゆえに、労働者への平等保護によって保護されるのである。このことは、労働者が雇用国と異なる国籍を有していることを前提としている。

b) これに対して、1612/68号規則に関しては、

上記のような区別をする解釈はとられていない。しかし、本規則はローマ条約48条の労働者の自由移動の確保という政策目的に基いており、自由移動との関連のない内国法に影響を与えることはできない。そのため、CJCEは、その適用範囲を、明示的に自由移動の権利を行使した労働者とその家族に限定する必要があると考えたと思われる。

1987年のZaoui判決⁽⁹³⁾では、Frascogna事件と同じフランスの国民連帯基金から支給される老齢福祉年金をアルジェリア出身でフランス人の妻をもつZaoui氏が、平等原則に基いて支給を求めていた。1996年までの従来判例通り、CJCEはその給付が労働者の家族としての地位に関係なく発生するという理由から、1408/71号規則の適用を否定した。加えて、1612/68号規則に関しては、Zaoui氏の妻がフランスで働くフランス人であることから、彼女も、またその夫であるZaoui氏も1612/68号規則の人的適用対象に属しないと結論を出した。

既に1612/68号規則第10条に関して下された1982年のMorson-Jhanjan事件⁽⁹⁴⁾でもこの要件は明らかにされていた。この事件では、スリナム国籍の女性2人がオランダで働くオランダ国籍の子供と同居することを望んで10条の適用を求めていたが、この子供達が雇用地であるオランダの国籍を有していたことから、1612/68号規則の適用はないとされていた。

(3) 小括

1408/71号規則が社会保障制度の調整を通して間接的に労働者の自由移動の確保に貢献しているのに対し、1612/68号規則は、ローマ条約48条に基き、より直接的に、自国以外で働く加盟国出身の労働者の雇用上の平等を確保することによってその自由移動に貢献している。こうした1612/68号規則に関する一連のCJCEの判決においても、その適用対象が拡大されている。

(i) まず、1612/68号規則の平等取扱原則の適用を受ける労働者の権利は、直接雇用関係から生じる権利である必要がなく、単なる国内居住という事実に基づいた労働者の社会生活一般に関する権利

をもカバーすることとなった。この中には、社会扶助として1408/71号規則の適用から除外される制度も含まれている。これらの給付に関しては、1612/68号規則に基いた平等保護が保障されることになる。

(ii) 次に、労働者の家族も、労働者と同様に7条2項の社会的便益の権利主体として、これらに対する平等原則の保護を受ける。この分野でも、1408/71号規則の適用から除外されていた労働者の家族の権利に関して、当該労働者が自由移動の権利を行使した者であれば、少なくとも1612/68号規則による平等保護が及ぶ。

4) 1408/71号規則、及び1612/68号規則の意義

(1) 1408/71と1612/68という二つのEC規則の適用をめぐるCJCEの判例の検討から言えることは、①雇用関係や労働者としての地位に法的に依存しない、非拠出制のものも含めた社会保障上の権利（専ら社会扶助の性格を帯びないもの）が、明確に、1408/71号規則により、平等取扱いの原則をはじめとするEC規則の連携化の対象となっていること、そして、②従来、国家の構成員にのみ保障すべきとされていた社会扶助にも、労働者の社会生活上の便益として1612/68号規則による平等保護が保障されることになった、ということである。

(2) また労働者の家族に関しても、1408/71号規則の適用を受ける社会保障上の権利は、労働者の家族であることを法的要件として与えられるものである必要はなくなった。CJCEが1996年のCabanis-Issarte判決で新たに導入した、条文自体が専ら労働者を適用対象としていないという、労働者の家族への1408/71号規則の適用の判断基準が今後の判例でどのように明確化されるかが注目されるが、その家族に属する労働者がEC規則の人的適用範囲に含まれるかぎり、ほぼ同じ法主体性が認められるようになったと言えるのではないだろうか。

(3) ただし、CJCEがこのような判例法を展開してきたのは、単に、社会保障上の権利を基本的人権として捕え、外国人に拡張すること自体を目

的としていたのではなく、まさに労働者の自由移動の確保という政策目的の実現を最重視したからであると考えられている⁽⁹⁵⁾。それは、加盟国国民の域内移動への意欲を事実上阻害することにならないためには、このような社会生活上の権利にも保障を及ぼす必要があるからである。

(4) しかし、他方で、労働者の自由移動の確保という政策目的を最優先させるあまり、移動労働者を優位に立たせたり、加盟国間の均衡を崩すような判決を下すこともしばしば起こっている。そして、このような態度が、加盟国の警戒心を煽り、かえって連携化の妨げとなってしまうという結果を招いてしまっているとの指摘もある⁽⁹⁶⁾。

(5) 最後に、EC法制が今後、カバーすべき対象として求職者、及び非経済活動者がたびたび指摘されているのは、前に述べた通りである。無職者、学生、永住権を有さない高齢退職者等には、1408/71号規則、及び1612/68号規則の保護が及ばない。しかし、彼等の自由移動を規定する理事会指令が既に採択されている以上、彼等の社会保障上の権利の保護が今後ECレベルで必要とされるであろう。

B. 非EC加盟国国民に対するEC社会保障法

I. ECの権限の範囲

(i) 上で述べた通り、EU域内移動は、各EU規則、及び、その適用に関するCJCEの判例によってかなり詳細に定められているのに対し、EU以外からの移民と社会保障との関係は、それは主に労働力の送出国と受け入れ国との協定に依起する。従って、原則的には、加盟国の権限に委ねられている。

現にこの分野に関して、各国政府は、原則的に、各自の主権を確保しながら、政府間での協力（“une coopération intergouvernementale”）を図っていくという方向を選択しており、非加盟国からの移民政策へのEC法の介入には常に警戒を示してきた。しかし、そのことは、ECレベルでの政策が展開されていないことは必ずしも意味しない。

(ii) 実際、EC域内の移民労働政策の具体的施策を定めるために理事会で採択された1976年の「移民労働者及びその家族のための行動計画に関する決議」⁽⁹⁷⁾では、EC加盟国以外からの移民労働問題を含めた総合的な労働政策の必要性が強調された。その後、1985年に、労働社会閣僚理事会は「ECの移民労働政策のガイドラインに関する決議」⁽⁹⁸⁾を採択し、その中で、EC加盟国とEC委員会は、EC加盟国以外からの移民労働をも含めた移民労働政策についての協力関係を促進することを述べている。しかし、本決議においても、ECレベルでの政策はあくまでもこの分野における協力関係に留まり、第三国からの移民労働者の入国、滞在及び就労に関する最終的な施策はECが既に締結した国際協定の内容以外は、加盟各国の権限に属する⁽⁹⁹⁾。

(iii) 一方で委員会は、非EC加盟国からの移民労働者に関するECの権限の根拠をローマ条約に見出すことができると考えており、早くからこの分野でも共同体レベルでの政策形成を試みていた⁽¹⁰⁰⁾。1976年に、委員会は理事会に、不法移民及び共同体内での第三国出身者の違法な使用への対策に関する加盟各国の法制度の接近化を対象とした指令案を提出した⁽¹⁰¹⁾。理事会はこの提案を退けたが、この中で、委員会はこの分野に関するECの権限はローマ条約100条及び3条c)から導き出すことができるとしていた⁽¹⁰²⁾。本提案で、委員会は、加盟各国の、第三国に対する移民労働政策の共同体レベルでの形成を政府間協力に止めるという意思を、尊重するとも述べている。

にも関わらず、委員会は加盟国内での第三国出身の移民労働者の統合に関する措置を推奨する2つの行動計画を1974年と1985年に作成した。最初の行動計画は、社会保障の分野において、漸進的に、加盟国国民と非加盟国国民との間での平等取り扱いを確立することと、加盟国民が享受している幾つかの社会的利益（職業訓練、社会サービス、住宅、子供の教育に関して等）を、非加盟国出身の労働者にも広げることが目的とした幾つかの社会保障上の措置を提案しており、二番目の行動計

画は、非EC国からの移民労働者の社会統合の推進を図ることを目的とした数々の措置や、移民労働者が自発的に母国へ帰るための共同体全体での計画の必要性を提示している⁽¹⁰³⁾⁽¹⁰⁴⁾。

(iv) また、委員会は労働社会閣僚理事会によって国際的労働移民に関する各国政府間の協議を企画、実施する任務を委ねられていた。この権限及びローマ条約118条に基き、委員会は1985年7月8日に第三国からの労働移民政策に関する事前通知と諮問手続きを対象とした第85/281/C.E.E.号決定を採択した。本決定は、事前通知義務に関する規定（1条、2条）、諮問手続きの目的に関する規定（3条）、及び手続き上の規定（4条）と、3種類の規定を設けていた。

この決定に対して、ドイツをはじめとする加盟五ヶ国（ドイツ、フランス、オランダ、デンマーク及び英国）が委員会がその権限を逸脱したとしてローマ条約173号に基づいてCJCEにその無効確認を求めた⁽¹⁰⁵⁾。この訴訟の中で加盟国は主に次の2点を主張した。第一に、EC加盟国以外からの移民労働政策は各国の独自の権限において決定される分野である。従って、その具体的措置や移民送出国と協定を結ぶ場合に事前にEC委員会及びEC加盟国に通報をし、必要に応じて各国間での調整を行う機会を設ける等の義務を加盟国に課すこと（決定第1条）は委員会のローマ条約118条上の権限を逸脱するものである。第二に、この118条に基づく委員会の権限は、各国間での協議の場を設ける手続的権限に過ぎず、加盟国を拘束するような規定を設けることはできない。以上の理由で、本決定は委員会が権限を超えて採択したものであり、無効とされるべきであろうと主張する。

CJCEは、第一の主張に対して、第三国からの移民労働者政策がローマ条約118条で委員会に権限の認められる社会政策には全く属しないと解釈は受け入れられないとした。EC以外の国からの移民労働者の受け入れは、共同体の労働市場にも影響を与える。その限りで、118条の規定する共同体の権限に属する事項だとCJCEは判断している。ただし、第三国出身の労働者の文化的統合に関し

ては、共同体の労働市場と直接関係があるとは言いがたいので、本決定は、諮問の対象となる事項の中に移民労働者の文化統合も含んでいる点で、委員会の権限を超えていると裁判所は判示した。

第二の主張に関してCJCEは、ローマ条約118条2項により、委員会は、社会政策の分野での加盟国間の協力を促進するために必要な権限を全て与えられていると解するべきであり、協議に必要な不可欠な情報を提示することを加盟国に義務づけることもその権限に含まれるとの解釈を展開した。しかし協議の内容に関しては、加盟国の権限に属するので、委員会が協議によって達成されるべき目標を決定したり、ECの政策や行動との整合性を要求することはできないと判示した。本決定は、3条において協議の内容にまで言及している点で権限を逸脱しており、第一の主張に関する判断と合わせて、本決定は無効となるとCJCEは結論づける。

しかし、本決定は無効となったものの、第三国出身の労働者の取扱いの分野における共同体の権限が、この判決によって明確にされたことも事実である⁽¹⁰⁶⁾。

(v) 結局、第三国の国民に関しての共同体の実質的な権限は、1985年の「ECの移民労働政策のガイドラインに関する決議」(上記(ii)参照)にある通り、移民送出国との協定(連合協定および協力協定)等の、外部協約の締結に留まる⁽¹⁰⁷⁾。

マーストリヒト条約が、この分野において、ローマ条約に導入した新たな100C条は、国際移民政策に関する連合の新たな権限を、ヴィザに関する施策、及び難民政策、不法対策に関する政策等に、限定的に定めているに過ぎない。

(vi) 以上のように非EC国民との関係でのEC政策は、委員会の権限の制約もあり、かならずしも十分に展開しているとは言いがたい。しかし、CJCEは、この分野でも、EC共同体が第三国と締結した協力協定の解釈により、非EC外国人に対するEC法の適用範囲を確保しようとしている。この場合、EC加盟国国民に対するような保護の拡張を図った判例法を展開しようとしているのかはまだ

判断は困難である。

ここで、EC共同体が第三国と締結した連合協定、協力協定、条約等とそれに関するCJCEの判例法を検討しよう。

II. ECが締結した国際条約

(i) EC共同体が第三国との間で締結した国際条約は、主として経済協力を目的としている⁽¹⁰⁸⁾。しかし、その中には、労働者の移動に関する規定など、社会的側面を扱った規定も当然含まれている。協定を結んだ第三国の中には、近い将来、ECへの加盟を予定されている国、直ちにECとの共通経済区域を形成しようとしている国、単なる経済的な協力関係にある国等、締結の前提となった経済的背景や、締結の目的の異なる国々が含まれている。そして、その状況によって条約の内容も大分異なっている⁽¹⁰⁹⁾。社会的条項におけるその違いは顕著で、当事者国間の労働者の自由移動や社会保障上の取扱いに関する規定は、条約によって殆ど加盟国国民と同等の立場を保障するものから、非常に限定的に拠出期間の通算のみを規定しているものと、対象とする権利の範囲に大きな差がある。

(ii) これらの条約は、締結順に、①EC—トルコ連合協定⁽¹¹⁰⁾ (“Accord d’association C.E. E.-Turquie”, 1961), ②EC—アルジェリア, EC—チュニジア, EC—モロッコのマグレブ三国との協力協定⁽¹¹¹⁾ (“Accord de coopération” C.E. E.-Algérie, 1976; C.E. E.-Tunisie, 1976; C.E. E.-Maroc, 1978), ③EC—ユーゴスラビア貿易協定への署名に伴う手紙の交換⁽¹¹²⁾ (échange de lettres, 1973), ④アフリカ, カリブ, 太平洋連盟諸国とのロメ条約に附則する共同宣言⁽¹¹³⁾ (“déclaration commune des États membres annexée à la Convention de Lomé IV”, 1989), ⑤EC—ハンガリー, EC—ポーランド, 他, まだ全加盟国に批准されていないため施行されていないが中央ヨーロッパ諸国との連合協定⁽¹¹⁴⁾ (“Accords d’association et de partenariat”, 1991), 及び⑥ヨーロッパ経済区域を設立する条約 (“Accord

sur l'Espace économique européen”, 1992年5月2日)である。

尚、これらの条約は、相手国である第三国と、EC共同体自身、及びEC加盟各国が当事者であり、その内容は全加盟国を拘束する。その人的適用範囲に属する者は、当事者国に居住する限り、これを援用できる。

(iii) 上記の諸協定・条約のうち、以下では、①EC—トルコ連合協定、②EC—アルジェリア、EC—チュニジア、EC—モロッコのマグレブ三国との協力協定、④アフリカ、カリブ、太平洋連盟諸国とのロメ条約に附則する共同宣言について詳しく検討する。というのは、これら以外の③、⑤は労働者の移動、社会保障に関する規定を殆ど含んでいないか、⑥ヨーロッパ経済区域を設立する条約のように、今まで詳しく検討してきたEC法規とほぼ内容が一致してしまうため、あまりここでの検討の余地がないからである。

すなわち、③のEC—ユーゴスラビア貿易協定への署名に伴う書簡の交換では、EC—ユーゴスラビア間の労働者の移動に関しては、将来この分野において意見を交換する場を設ける可能性があるとして述べているに留まる⁽¹¹⁵⁾。⑤のハンガリー、ポーランド、他中央ヨーロッパ諸国との間で締結された連合協定は、まだ新しく、未だ全ての加盟国が批准するには至っていない。これらの国からの労働移民に関しては、国内事情の特殊性から、近年、特に不法移民対策が強化されており、連合協定による自由移動の実現の妨げとなっている⁽¹¹⁶⁾。社会保障の分野では、限定的に加入期間の通算を設けるに留まり、非常に消極的である⁽¹¹⁷⁾。従って、CJCEによる解釈もまだあまりなされておらず、今後の進展を注意深く見守る必要があるだろう。⑥のヨーロッパ経済区域を設立する条約は、現時点では⁽¹¹⁸⁾、EC加盟国以外ではノルウェーとリヒテンシュタインを当事者国とし、労働及び社会保障の分野ではローマ条約の文言を殆どそのまま採用している。従って、ほぼ加盟国国民に対するのと同様の立場を当事者国の国民に保障しているのでここでは取り上げないこととする。

1) EC—トルコ連合協定 (1963)

(1) 社会保障上の平等取扱の原則

1963年9月12日に締結された、EC—トルコ連合協定 (“Accord d'association C.E.E.-Turquie”) は、トルコのECへの加盟の可能性を意識している。従ってその12条において、ローマ条約の48条、49条及び50条を参考にしながら、徐々に当事者国間の自由移動を実現していくことを規定している。この自由移動実現に向けての具体的施策や時期などに関して、1970年に当事者国の間で新たに調印された附則議定書が連合協定に付加された。その36条は、トルコ、共同体の機関、各加盟国の代表で構成されたEC—トルコ連合理事会 (“Conseil d'association C.E.E.-Turquie”) が必要な措置を取ることを定めている。

社会保障に関しては、この1970年の附則議定書の39条に規定されていた。これは、トルコ出身の労働者に対して期間の通算や国外支給、及び家族が加盟国に居住する場合の家族給付の支給などを確保する必要を述べていた。それを具体化したのが連合理事会が1980年に採択した「トルコ国籍の労働者とその家族へのEC加盟国の社会保障法の適用に関する3/80号決定」⁽¹¹⁹⁾である。

この3/80号決定3条は、トルコ出身の労働者に対する加盟国内での社会保障上の平等取扱いの原則を定めている。

3/80号決定2条は1408/71号規則と殆ど同じ文言を用いてその人的適用対象の範囲を定めており、同様に3/80号決定4条は1408/71号規則4条1項と同じ文言を用いて制度的適用範囲を定めている。従って、3/80号決定の人的、及び制度的適用範囲は1408/71号規則のそれと類似するものと推測できる⁽¹²⁰⁾。1408/71号規則4条には、非拠出制の特別給付に関する2 bis項が1247/92号規則によって付け加えられ、特にこのような給付に関する原則と、平等取扱い保護が確保された。つまり、非拠出の給付に関しては、外国人に対して互惠性の原則を適用する加盟国がまだ存在するが、加盟国国民に関しては、1408/71号規則が直接適用されるため、互惠性の原則は除外される。トルコ出身の労働者

が同様のことを主張するには、彼等が裁判所で3/80号決定を直接援用できることが必要である。すなわち、3/80号決定の直接適用性が問題となる。

では、3/80号決定、及び連合協定の規定の直接適用性に関してCJCEが既に幾つかの判決を下しているのです、それを以下で検討しよう。

(2) 連合協定の直接適用効力—CJCE判決

第三国との間で締結した国際条約は、EC規則とは異なり、直ちに直接適用効力を認められない。EC—トルコ連合協定の直接適用効力に関して、CJCEはトルコ国籍の労働者とその家族の共同体内での自由移動の分野で2つの判決を下している。

a) 1987年のDemirel判決⁽¹²¹⁾では、家族呼び寄せ制度で1979年にドイツに移住したトルコ出身のDemirel氏と1981年に結婚したDemirel夫人が、1984年にドイツを訪問したが夫が引き続き8年ドイツに居住したという要件を満たしていなかったため、そのままドイツに夫と滞在していたことが違法となり、強制退去処分を受けた。この処分に対して、Demirel夫人はEC—トルコ連合協定に基づき訴えを提起した。

CJCEはまず、本判決において、ドイツ当局が疑問視していた、連合協定の解釈に関する自らの権限を確認した。ドイツ当局は、本協定が「共同体、及び各加盟国が第三国と締結した協約」(“accord mixte”)であることから、CJCEが解釈できるのは、共同体の権限に属する分野に関する規定のみであると主張していた。これに対し、CJCEは、本協約は、ローマ条約177条の意味するところの、共同体の機関の発する条文であり、また「ローマ条約238条(共同体の、国際条約を締結する権限を定める規定)により、共同体はローマ条約の全ての分野において第三国に対して負う義務を履行するために必要な権限を有すると解さなければならない」として、自分は連合協約とそれに付随した議定書を解釈する権限を有するとの結論を下した。

次に、CJCEは、協定12条及び議定書の36条が直接個人に対して権利を発生させることができるかどうかを検討した。その結果、「ローマ条約の48～50条を参考に、当事者国は徐々に加盟国内で

のトルコ出身の労働者の自由移動を実現していく」という規定と、その実施を連合理事会が行うという議定書36条の規定は、プログラム規定であり、直接適用性を認められるに十分な正確性と無条件性を備えていないとの判断に達し、これらの規定の直接適用性を否定した。

b) 1990年のSevince判決⁽¹²²⁾では、トルコ国籍で、オランダに居住し、働いていた夫人の夫としてオランダでの約1年間の滞在を許可されていたトルコ国籍のSevince氏が、この期間中に離婚し、滞在許可期間の延長を申請し拒否された。しかし彼はこの決定に対して不服申し立てをし、その手続き期間中、仮の就労許可を与えられ、滞在許可の延長の拒否が裁判で確立するまで約6年間、オランダで就労していた。そして、「加盟国内で5年間、合法的に雇用されていたトルコ国籍の労働者はその時点で加盟国内での雇用の自由を享受する」とする2/76号決定2条1項、及び4年間の加盟国内での合法的な就労の末に同様の権利を与える1/80号決定6条1項の規定に基づいて、新たな労働許可を求めている。

本件でも、CJCEは最初に、連合協定を解釈する権限を有するので、それを実施する連合理事会の下す決定の解釈もCJCEの権限に属するとした。

そして、2/76号決定2条1項、及び1/80号決定6条1項は、直接適用されるに十分な明確性と無条件性を備えていると結論づけた⁽¹²³⁾。

c) 上記「トルコ国籍の労働者とその家族へのEC加盟国の社会保障法の適用に関する3/80号決定」の直接適用性に関しては、1996年のCJCEの判決がある。Taflan-Met判決である⁽¹²⁴⁾。本判決では、トルコに居住する、オランダで雇用されていたトルコ国籍の労働者の寡婦数名が、トルコへの遺族年金の国外支給をオランダ当局に求めており、3/80号決定の12条、及び13条が直接適用されるか問題になった。CJCEは、12条及び13条に関しては、期間の通算等に関する具体的な施策が後に連合理事会によって定められることが予定されていたことなどから、これらの規定は直接適用効力を持たないと判断した。この判決は3/80号決定全体の

直接適用効力を否定しているわけではないので、今後の判決が注目される。

2) EC—アルジェリア, EC—チュニジア, EC—モロッコのマグレブ三国との協力協定(1976)

(1) 雇用条件, 賃金, 社会保障における平等原則

この3つの協力協定は全く同一の内容を有し、従って1つに関する解釈は他の2つにもそのままあてはまる。

本各協力協定は、この三国出身の労働者に対する労働条件及び賃金に関する平等取扱いの原則⁽¹²⁵⁾と、労働者及び同居する家族に対する社会保障上の平等取扱いの原則⁽¹²⁶⁾を定めている。社会保障に関しては、その他に加入、雇用、居住期間の通算、給付の出身国支給、家族給付の支給を定めている。

CJCEの判決により、本協定の社会保障上の平等原則の対象となる制度は、1408/71号規則と同一の範囲を有すること、及び直接適用されるということが確定している。その点をやや詳しく述べておこう。

(2) 協力協定の直接適用性

a) 1991年のKziber判決⁽¹²⁷⁾は、モロッコ国籍の労働者に対するEC—モロッコ協定41条1項の社会保障上の平等取扱い原則の直接適用性を認めた。本件では、モロッコ国籍の労働者Kziber氏の家族(娘)が、教育を終了したばかりの若者に支給されるベルギーの「待機給付」(失業給付の一種)

(“Allocation d’attente”) に関して、平等原則の適用を求めていた。CJCEは、協力協定41条1項の適用の対象となる制度の範囲は、EC規則第1408/71号の定める範囲と同一であるとし、上記の給付はその範囲に含まれると判断した。本件では、Kziber嬢の父が、既に退職しており、「労働者」の概念に含まれないとベルギー当局は主張していたが、CJCEは、41条2項及び4項が老齢給付や障害者手当を出身国に国外支給することを定めていることから、退職者も協定の「労働者」概念に含まれると判示した。

b) 1994年のYousfi判決⁽¹²⁸⁾では、ベルギーの非拠出制の障害者手帳の支給に関してEC—モ

ロッコ協力協定41条の平等取扱いが求められていた。まずCJCEはKziber判決に基き、改めて41条の直接適用性を確認する。そして、同じくKziber判決に基いて、労働災害にあったため、働けなくなったYousfi氏も、協力協定の「労働者」に含まれると判断した。問題となった給付が非拠出制のものであることに関して、CJCEは、1247/92号規則によって1408/71号規則がこれらの給付を含むようになる以前から、既にCJCEの一環した判例法により、非拠出制の障害者手当が社会保障的性格を有することが確立しており、協力協定の定める社会保障給付の範囲が1408/71号規則の範囲と異なるということはないため、本給付に41条1項の規定は適用されると結論づけている。

c) 1995年のKrid判決⁽¹²⁹⁾では、フランスの国民連帯基金老齢付加手当に関して、アルジェリア国籍の労働者であった夫の寡婦として支給を求めていたKrid夫人に対する国籍要件が問題となった前述のように、非拠出制の給付に協力協定の内容が及ぶということは既にYousfi判決で明らかになっている。CJCEは、この解釈を踏襲し、Krid夫人はアルジェリア国籍の労働者の遺族としてEC—アルジェリア協定39条1項に基き、本給付に関してフランス国民と平等に取り扱われなければならない、国籍要件は無効であると判示している。

3) アフリカ, カリブ, 太平洋連盟諸国とのロメ条約に附則する共同宣言

1989年12月5日、ロメにて、欧州共同体とアフリカーカリブ—太平洋連盟、ACPの69ヶ国との間の、4つ目の協約に署名がなされた。この第IVロメ協約(“Convention de Lomé IV”)は1990年9月1日より施行されている。本協約の趣旨は主に経済協力であるが、人の移動に関する規定もいくつか含んでいる。

社会保障に関しては、2つの規定がある。第一の規定は第5条2項であり、加盟国は、現在の、或いは将来の立法措置や行政措置において、移民労働者、及び学生その他合法的にその領土内に滞在する外国籍者が、人種、信条、文化的および社会的差異を理由にした居住、教育、健康、その他

の社会的サービス、労働面でのいかなる差別的待遇も受けることのないよう、心掛けなければならないと規定している。しかし、この規定は国籍を理由にした差別には触れていない。もう1つの規定は、最終決議書の第4附則、第2項である。これは、ACP諸国の国籍を有する労働者で、加盟国内で合法的に雇用されている者、及びその同居する家族に、当該加盟国において適用される、雇用と連結する社会保障制度は、その加盟国の国籍を有する者と比較して、国籍を理由にいかなる差別も含んではならないと規定している。

しかし、これらの規定については、まだCJCEによる解釈をされていない。ただ、内容の類似性から見て、「労働者」、および「家族」の概念に関しては、マグレブ諸国との間で締結された協力協定と同様の解釈が当てはまるものと推測できる⁽¹³⁰⁾。しかし、本決議書の「加盟国内で合法的に雇用されている者」という文言から、対象となる給付がより雇用に連結したものであることが要求され、また、退職した者には適用されないと解する余地がある。

上記規定の直接適用性については、欧州裁判所はまだ判決を下したことはない。しかし、この協定の他の幾つかの規定に関して、これらが十分な明確さ、正確さ、及び無条件さを備えている場合には、個人が直接援用してもいいと判断している⁽¹³¹⁾。

III. 小括

EUは、近い将来、或いはより遠い将来において、EUに加盟することを予定されるアフリカ地中海諸国、及び中央及び東ヨーロッパ諸国と、加盟への準備も兼ねて、経済協力関係を発展させてきている。その背景の中で、社会的側面は、現在のヨーロッパ共同体内におけるのと同様に、大事な側面である。

最終目的としては、第三国からの移民の停止を目的としながらも、EU諸国は、すでに定着した移民労働者とその家族、すなわち二世、三世の社会的統合に真剣に取り組むとともに、将来のパート

ナーとなるこれらの国々の労働者に関する社会権利の保障も、慎重にはあるが、行っているのである。

尚、この分野での、加盟各国と共同体の間での激しい権限争いについて触れたが、加盟国は、共同体とは別個に、第三国からの労働移民政策を目的とする政府間の協力機関を設置して、条約を制定している。それは、ベネルクス三国及びドイツとフランスの5ヶ国間で1985年に締結されたシェンゲン条約に、後からイタリア、スペイン、ポルトガル、及びギリシャが加わって現在9ヶ国からなる「シェンゲン・グループ」(“Groupe Schengen”)⁽¹³²⁾と、1986年にイギリスの提案で発足し、加盟各国の内務大臣、移民問題担当の官僚で構成された「アド・ホック イミグレーショングループ」(“Groupe ad hoc Immigration”)⁽¹³³⁾である⁽¹³³⁾。この2つの機関が今まで行ってきた活動は主に①不法移民対策、②入国許可制度の統一、及び共同運営、③適法に域内に居住する者に対して、統合、権利の保障、自由移動の確保を行うということである⁽¹³⁴⁾。

しかし、第一の目的である第三国からの移民の停止を実現するのに最も有効な手段と認識され、共同体が現在力を注いでいるのは、これらの国々の経済的な発展と独立の実現であり、長期的に見ても最も望ましい。

おわりに

ヨーロッパ統合の目的は早くから、単なる経済統合ではなくなり、より高度な、完成された統合を目指した政治的、社会的統合体としての発展の動向を示し始めていた。そして、EC社会保障法の発展も、EC統合の過程に関連した動きを見せている。つまり、ヨーロッパ統合と、ローマ条約49条、51条の定める「労働者の域内自由移動」という政策目的が、EU社会保障政策の拡張の原動力となっているのである。

上記で見た通り、1408/71号規則はローマ条約51条に基づいて、社会保障の権利の保護を通じて、労働者の自由移動に貢献している。つまり、自由移

動の妨げとなる社会保障上の不利益をなくすことを目的としている。この目的をより有効に達成するため、CJCEはその人的適用範囲を、社会的リスクにさらされ、社会保障に保護される全ての者に拡張した。それは、自営業者であっても被用者と同様の保護を国内法によって受けている者であったり、労働者の家族であったりする。また、制度的適用範囲を社会的リスクに対処する給付全てに、それが非拠出制で、扶助的性格を有する給付であっても、拡大した。

1612/68号規則は、1408/71号規則とは違い、直接労働者の自国以外での雇用上の平等取り扱いを保障する。ただし、雇用上の平等は労働者の一般生活上の平等をも含むこととなった。それは、例えば稼働能力のなくなった労働者に支給される社会扶助である。

EUの社会保障政策の発展はCJCEの判例法に依るところが非常に大きい。そして、CJCEの判断は目的論的解釈に基いて展開してきている。CJCEがこのように社会生活上の種々の権利、及び社会保障上の権利の保護をここまで拡張的に行ってきたことが、結果的に外国人への社会保障の適用を拡張している。しかし、社会保障上の権利を基本的人権として捕らえ、外国人に拡張すること自体がCJCEの目的ではない。本文中でも触れたが、CJCEがこのような判例法を展開してきたのは、まさに労働者の自由移動の確保という政策目的の実現を最重視したからである。あまりにも政策目的を優先するあまり、全会一致を必要とする社会保障上のEC法規の形成をかえって妨げてしまっているとの指摘があることも述べた。

共通市場の完成に伴い、域内自由移動は労働者に留まらず、マーストリヒト条約によって創設された「EC市民」、つまりEC加盟国の国民全体に及ぶ権利として徐々に確立されて行くことが将来予測される。現にマーストリヒト条約は、「EC市民」の権利として、加盟国民である限り、域内で自由に移動し、居住や就労の地を選択する権利を定めている。その意味でも、非経済活動者の社会保障上の権利の保護が課題となっている。

第三国の国民に対しては、まだCJCEの判例法がそれほど多くなく、EC加盟国国民を対象としたような目覚ましい権利の拡張は見られない。そもそも、第三国に関する自由移動は、ごく一部の国との協力協定(EC-マグレブ諸国間の)に、限定的に明記されているに留まり、EUとしては、移民流入を停止することが最終的な政策目的となっているため、CJCEが自由移動の促進を図るような判例法を発展させるとは思えない。この分野でのECの権限も、上で述べた通り、限られたものである。しかし、CJCEは共同体の労働市場に影響を及ぼす可能性のある側面ではECにも権限が属すると判示しており、自らの、協力協定及び連合理事会の条文の解釈に関する権限の確保に積極的である。そのため、今後の判例法の展開が非常に興味深い。

わが国の社会保障の国際化の背景にはEUのような政策目的は存在しない。しかし、日本経済の国際化に伴い、日本から外国へ向けて、また外国から日本へ向けての人の移動が激化している。従って日本も社会保障の国際化を迫られている。給付の国外支給、年金等の長期の拠出期間を要する給付等に関しての期間の通算等は、わが国はまだ批准していないがILO 118号条約にも明記される社会保障の連携に関わる原則である。それを具体化したEU社会保障法の展開は、日本の今後の方向を摸索するための素材を提供してくれると思われる。

注

- (1) 我国における外国人労働者への労働法規の適用について、後藤勝喜「外国人労働者と労働関係法規の適用」季刊労働法164号18頁
- (2) 梶考道「三層化する日本の外国人；労働／教育／地域社会の場で何が生じているか？」*Perspectives Asiatiques*, n°1, p. 127：「1990年の出入国管理法によって、日本政府は、初めてこの分野（外国人労働者政策）への介入を開始した。各省庁間のコンセンサスはまだ形成されておらず、外国人労働者政策もまだ基本的な戦略が固まらず、それゆえ「バックドア」政策によって、中小、零細企業の労働力需要

に事実上応えているという段階である。しかし省庁間には、外国人労働者の受け入れはできる限り避ける、一般の労働分野への外国人の就労は認めない、定住化は認めないという点でコンセンサスが存在する。しかし各種の世論調査によれば、外国人労働者の定住化に対してこれを認めないものの、外国人労働者の就労について単純労働を含めてかなり許容的なものとなっている。(……)これまでのような「バック・ドア」政策は国際的に通用するかどうか疑問である。」

- (2) 国連の難民条約は、1951年に採択された「難民の地位に関する条約」、およびUNHCRが1967年に作成した「難民の地位に関する議定書」をいう。
- (3) 後藤勝喜「社会保障における内国民および非内国民の平等待遇について」日本社会保障法学会誌第5号33頁
- (4) 吉岡増雄『在日外国人と社会保障』社会評論社1995、戸波江二「憲法から考える—外国人の社会保障」法学セミナー6/1993 462号76頁
- (5) 国民年金保険法(昭和33, 1986年改正前)6条[適用除外]、国民健康保険法施行規則1条の二「日本の国籍を有しない者」；国民年金法(昭和34, 1981年改正前)7条[被保険者の資格]「……日本国民……」
- (6) 初宿正典「外国人の憲法上の権利」法学教室1993. 5, 152号49頁, 押久保倫夫「外国人労働者の権利」法学セミナー4/1993, 460号46頁, 浅野一郎「外国人の人権と日本国憲法」法律のひろば1993. 5, 35頁
- (7) 宮沢俊義『憲法II(新版)』241 242頁
- (8) 塩見訴訟, 最高裁判所第一小法廷平成1・3・2判夕741号p. 87
- (9) 金訴訟, 第一審東京地裁昭和57年9月22日判決行裁例集33巻9号p. 1812, 第二審東京高裁昭和58年10月20日判決, 行裁例集34巻10号p. 1777
- (10) 芦辺信喜『芦辺編・憲法II人権』12, 13頁
- (11) 後藤勝喜「社会保障における内国民および非内国民の平等待遇について」日本社会保障法学会誌, 第5号33頁
- (30) EC司法裁判所は1958年に、ECSC, EEC, EUR-ATOMの三共同体共通の司法機関として設立され

(以下CJCE, ローマ条約164条~188条), EU法制の形成に大きな役割を果たしてきた。

裁判官の国籍に関しての規定は特にないが、各加盟国から一人ずつ任命する慣例となっている。すなわち、現在は15人の裁判官がいる。また、上訴審がない替りに、6人の法務官が裁判官の判断を補助するために口頭弁論の終わりに理由付きの意見文を提示することになっている。判決を下すのは、事例の持つ重要性によって3人か5人の裁判官から成る小法廷、また訴訟を提起したのが加盟国又は共同体の機関の場合は、裁判官7人以上で構成された大法廷である。

- (31) EU社会保障法と1408/71号規則の詳しい制度紹介を行っている文献としては、川口美貴「フランス・欧州連合(EU)における国際社会保障法の展開」静岡大学法経研究44巻4号p. 261~('96)がある。
- (32) *J.O.C.E.*, 16 déc. 1958, P. 561 et s.
- (33) 1408/71号規則80~81条
- (34) 竹中康之「EECにおける社会保障の整合化(二)—ヨーロッパ共同体裁判所の判例を素材として—」, 同志社法学36巻5号p. 47~81
- (35) *Unger*事件, C.J.C.E. 19/3/1964, 75/63, Rec. 347
- (36) *De Cicco*事件, C.J.C.E. 19/12/68, 19/68, Rec. 689
- (37) *Janssen*事件, C.J.C.E. 27/10/71, 23/71, Rec. 859
- (38) *Brack*事件, C.J.C.E. 29/9/1976, 17/76, Rec. 1429
- (39) *Belbouab*事件, C.J.C.E. 12/10/1978, 10/78, Rec. 1915; G. et A Lyon-Caen, *Droit social international et européen*, Dalloz 1993, P. 234
- (40) *Costa*事件, C.J.C.E. 13/11/74, 39/74, Rec. 1251
- (41) *Kermaschek c/ Bundesanstalt für Arbeit*事件, C.J.C.E. 23/11/76, 40/76, Rec. 1669
- (42) *Frascogna*事件, C.J.C.E. 6/6/85, 157/84, Rec. 1739; 同じく *Castelli* 事件, C.J.C.E. 12/7/84, 261/83, Rec. 3199でもベルギーの同一の給付に関して、労働者の親に関する同様の判決を下してい

- る。
- (43) ただし、本給付は「共同体内における労働者の自由移動に関する理事会規則」(1612/68号規則) 7条2項の規定する「社会的便益」に該当するとして、外国人のみに課せられた居住要件をEC法違反と判断している。このことに関しては、以下1612/68号規則に関する部分で詳しく検討する。
- (44) *ONEM c/ Deak*, C.J.C.E. 20/6/85, 94/84, Rec. 1873. *Zaoui c/ CRAMIF*, C.J.C.E. 17/12/87, 147/87, Rec. 5511
- (45) ただし、Frascogna事件と同様に、Zaoui事件においても、Schmid事件においても、1408/71号規則の適用がないが、1612/68号規則の適用範囲に属することが認められている
- (46) *Fracas*事件, C.J.C.E. 17/6/75, 7/75, Rec. 679; 同様な判断を下した判決として, *Inzirillo c/ Caisse d'Allocations Familiales de Lyon*, C.J.C.E. 16/12/76, Rec. 2057
- (47) しかし、その後、1991年のSchmid判決 (*Schmid c/ Belgische Staat*, C.J.C.E. 27/5/93, C-310/91, Rec. I-3011) において、CJCEは、障害者に対する給付に関しているにも関わらず、従来の区別を適用し、1408/71号規則の適用を否定した。ただ、本件の場合、そもそも受給申請者の父が公務員であったため、彼が1408/71号規則の適用範囲に属するかが問題となっていた。従って、1996年のCabanis-Issarte判決によりこの区別が放棄されるまでは、障害者に対するCJCEの立場はあまり明確ではなかった。
- (48) *Bestuur van de Sociale Verzekeringsbank c/ J. M. Cabanis-Issarte*, C.J.C.E. 30/4/96, C-308/93, Rec.
- この判決に関して、F. Picod, “Jurisprudence de la Cour de Justice et du Tribunal de Première Instance (avril-mai 1996), *Revue des Affaires Européennes*, 1996, p. 167(49) 民間の社会保障制度、いわゆる「補足制度」の連携化は、未だ課題として残されている。特に自営業者、技術者、専門職の社会保障はこのような私的制度に依存している部分が大きく、このような制度の国外支給などの連携が存在しないということは、彼等の域内移動に対する障壁となることは間違いないからである。しかしこれらの制度は、人的適用対象、運営方法、法的根拠等が非常に多様で、その調整は困難である。(沢田マルガレーテ「EC域内労働移動と社会保障」季刊社会保障研究28巻2号p. 126～参照)
- (50) *Vigier c/ Bundesversicherungsanstalt für Angestellte*判決, C.J.C.E. 27/1/81, 70/80, Rec. 229
- (51) *Beerens c/ Rijksdienst voor Arbeidvoorziening* 判決, C.J.C.E. 29/11/77, 35/77, Rec. 2249
- (52) 竹中康之「ヨーロッパ統合と社会保障—「社会保障の連携化」に焦点をあてて—」季刊社会保障法研究28号2巻p. 143～152
- (53) しかし、「公務」全般をローマ条約の規定の対象から外すことは、労働市場の非常に大きな部分を自由移動から除外することになるので、CJCEはこの概念をなるべく狭く解釈し、いわゆる公権力の行使、または国家利益の保護等に直接関わる職務に限定する判決を下した。(Commission contre Belgique, C.J.C.E. 17/12/1980, 149/79, Rec. 3881)
- (54) *Directeur régional de la Sécurité sociale de Nancy c/ Gillard et CRAM du Nord-Est*, C.J.C.E. 6/7/1978, 9/78, Rec. 1661; *Fossi c/ Bundesknappschaft*, C.J.C.E. 31/3/77, Rec. 667; *Acciardi*, C.J.C.E. 2/8/93, C-66/92, Rec. I-4567等、以下Frilli, Callemeyn, Costa, Piscitello事件等。
- (55) *Frilli*事件, C.J.C.E. 22/6/1972, 1/72, Rec. 457
- (56) *Callemeyn*事件, C.J.C.E. 28/5/74, 187/73, Rec. 553
- (57) *Costa*事件, C.J.C.E. 13/11/74, 39/74, Rec. 1251
- (58) Frilli事件にはなかったこの②の要件が付け加えられたのは、本来、労働者(退職者も含む)だけではなく、経済的な活動を全く行ったことのない者も包括的に含む本件のような無拠出制の最低所得保障給付と、3/58号規則の根拠である労働者の自由移動の確保を政策目的としているローマ条約51条とを結び付けるために、当該給付と雇用関係や労働者としての地位とを何らかの形で関連付ける必要があったからであろうと竹中康之は推測している。

- (竹中康之「EC雇用および社会保障規則 (Council Regulation) における平等保護」同志社法学37巻4号p. 53)
- (59) *Biason* 事件, C.J.C.E. 9/10/74, 24/74, Rec. 999
- (60) *Piscitello*事件, C.J.C.E. 5/5/83, 139/82, Rec. 1427; フランスの国民連帯基金より支給される老齢付加手当に関する同様の判決として, *Giletti*事件, C.J.C.E. 2/2/87, Aff. jointes 379 à 381/85 et 93/86, Rec. 955
- (61) *Newton*事件, C.J.C.E. 20/6/91, C-356/89, Rec. I-3017
- (62) *Hoeckx*事件, C.J.C.E. 27/3/85, 249/83, Rec. 973; *Scrivner*事件, C.J.C.E. 27/3/85, 122/84, Rec. 1027
- (63) *J.O.C.E.* 19/5/1992, n° L. 136/1
- (64) 竹中 前掲注53論文p. 62 ('85)
- (65) この立場を採用した判決として, 上記*Biason*事件, *Piscitello*事件; *Giletti*事件, C.J.C.E. 24/2/87, 379/85, Rec. 955; 上記*Newton*事件
- (66) 1247/92号規則に関する以下の叙述は, H. Verschuere "Les prestations spéciales à caractère non contributif et le règlement communautaire 1408/71; Application de ses articles 4 §2bis et 10 bis et de son annexe IIbis", *Droit Social* 1995 n° 11, p. 921を参考にしてている。
- (67) また, これら非拠出制の特別給付に関しても, 他の社会保障給付と同様に, 加盟国が自国の制度でこれに当てはまるものをEC当局に報告するよう, 1247/92号規則は1408/71号規則 5条に改正を加えている。
- (68) 竹中 前掲注53論文p. 52~79 ('85); G. et A. Lyon-Caen, op. cit., Dalloz p. 236 à 247
- (69) 1408/71号規則の実施規定を定める574/72号規則は, その第15条において, 受給権発生のための期間通算の際に, 通算される期間が重複しないよう, 考慮される期間の優先順位等を定めている。
- (70) 1991年の2195/91規則による改正で, 13条2項にf)が付け加えられ, ある者に対して, ある加盟国の法の適用が停止し, また前項のいかなる規定によっても他の加盟国の法の適用を受けない場合は, 居住国の法が適用されると規定している。
- (71) *Sociale Verzekeringsbank c/Kuijpers*事件, C.J.C.E. 23/9/82, 276/81, Rec. 3027
- (72) *Direction de la Sociale Verzekeringsbank c/Kits van Heiningen*事件, C.J.C.E. 3/5/1990, C-2/89, Rec. I-1755
- (73) *Toia*事件, C.J.C.E. 12/7/79, 237/78, *CRAM c/Toia*, Rec. 2645では, フランスの非拠出制の老齢給付の支給の要件として, 子供がフランス国籍であることを求めるのは, 受給者本人の国籍に関する要件がなくても, 間接的な国籍差別とされた。
- (74) *Van der Veen*事件, C.J.C.E. 15/7/64, 100/63, Rec. 1124
- (75) *De Moor*事件, C.J.C.E. 15/7/67, 1/67 et 2/67, Rec. 236 et 256
- (76) これに対し, 整合化のもう一つの目的である, 「実質的な平等」の実現に対する考慮が足りないのではとの指摘がなされている (竹中前掲注34論文p. 67)
- (77) 前掲注48C-308/93判決
- (78) Directive n° 90/364, *J.O.C.E.* L180/26, p. 26, Directive n° 90/365, *J.O.C.E.* L180/26, p. 28, Directive n° 90/365, *J.O.C.E.* L180/26, p. 30,
- (79) 竹中 前掲注53論文, 鈴木宏昌「EC統合と労働移動問題」日本労働研究雑誌372号p. 45~('90)
- (80) *Cristini c/SNCF*事件, C.J.C.E. 30/9/1975, 32/75, Rec. 1085
- (81) *Even*事件, C.J.C.E. 31/5/79, 207/78, Rec. 2019
- (82) *Reina c/Landeskreditbank Baden-Württemberg*事件, C.J.C.E. 14/2/82, 65/81, Rec. 33
- (83) 前掲注62*Hoeckx*判決 (249/83), *Scrivner*判決 (222/84)
- (84) 注意を要するのは, 当権利を有するのは, 「自由移動の権利を実行した」労働者の家族であるということである。EC法規は, 純粹に国内法上の事柄を支配することはできないため, 自国で雇用される加盟国労働者の家族の権利は保障の範囲に含まれない。*Dodzi/ État belge*, C.J.C.E. 18/10/90, 297/88 et

- 197/89, Rec. I-3763
- (85) *Michel S.* 事件, C.J.C.E. 11/4/73, 76/72, Rec. 457
- (86) *Casagrande* 事件, C.J.C.E. 29/1/75, 9/74, 9/74, Rec. 773; *Alaimo* 事件, C.J.C.E. 29/1/75, 68/74, Rec. 109; *Di Leo* 事件, C.J.C.E. 13/11/90, C-308/89, Rec. I-4185
- (87) *Commission c/Belgique* 事件, C.J.C.E. 27/9/88, 42/87, Rec. 5445; *Humbel et Edel* 事件, C.J.C.E. 27/9/88, 263/86, Rec. 5365
- (88) 上記1408/71号規則の人的適用範囲, 労働者の家族に関する部分。1996年Cabanis-Issarte判決までのCJCE判例。
- (89) 前掲注42, 261/83, 256/86
- (90) 同様に前掲注(44)のDeak判決(94/84)及び前掲注(47)Schmid判決(C-310/91)で7条2項及び10条の適用によって労働者の家族への平等原則の適用がなされている。
- (91) Castelli事件で問題となったベルギーの非拠出制の老齢福祉年金(revenu garanti)に関しては, 前掲の1972年のFrilli判決(1/72)で, 1408/71号規則の制度的適用対象となると判断されていた。Fras-cogna判決の国民連帯基金の支配する老齢福祉年金は, 1987年の前掲Giletti判決(379 à 381/85 et 93/86)により社会保障給付と認められている。
- (92) *Costa* 判決, 39/74
- (93) 前掲載注44 147/87
- (94) *Morson-Jhanjan* 事件, C.J.C.E. 27/10/82, Aff. jointes 35 et 36/82, Rec. 3723, 3736
- (95) 竹中前掲注53論文p. 67
- (96) Michel Laroque “Coordination et convergence des systèmes de Sécurité sociale des États membres de la CEE” *Droit Social*, 1993 n° 9/10, p. 792
- (97) Résolution du Conseil du 9 février 1976, Bull. C.E.—Suppl., 3/76, p. 5
- (98) Résolution du Conseil des affaires sociales du 16 juillet 1985, Bull. C.E.—Suppl., 9/85, p. 18
- (99) Petros N. Stangos “Les ressortissants d’États tiers au sein de l’ordre juridique communautaire”, *Cahiers de droit européen*, 1992, n° 3-4, p. 319~
- (100) P. Stangos, op. cit., p. 322
- (101) *C.J.C.E.*, 1976年11月23日C 272号, p. 2
- (102) ローマ条約100条は, 「理事会は, 委員会の提案に基づき, 全会一致で, 共同市場の設立又は運営に直接影響を及ぼす加盟国の法令及び行政措置の接近のための指令(Directives)を発する」とし, ローマ条約内に, 直接ECの権限に関する明示規定がない分野でのECの一般的権限を定める。3条は, 条約第2条の定める共同体の使命(共同市場及び経済通貨同盟(‘92マーストリヒト条約による改正)の設立及び3条と3A条で挙げる共同製作(‘92), 共同行動の実施により共同体全体の経済活動の調和した発展, 持続的且つインフレのない, 且つ環境を尊重する拡大(‘92), 経済的成果の高度な収斂, 高度な雇用水準及び社会保護の水準, 生活水準の向上及び加盟国間の経済的, 社会的団結及び連帯を促進すること)の目的のため, 行うことを定めている。そのc)は, 加盟国の人, 役務及び資本の自由移動に対する障害の除去をその1つとして挙げている。
- (103) Stangos, op. cit.
- (104) *C.J.C.E.* 1985年8月14日L 217号, p. 25
- (105) *République fédérale d’Allemagne et autres contre Commission des Communautés européennes*, C.J.C.E. 9/7/87, Aff. jointes 281, 283 à 285 et 287/85, Rec. 3203
- (106) Stangos op. cit., p. 325; この判決の詳しい分析を行った文献として, G. Desolre, *Cahiers de Droit européen*, 1990, p. 453参照
- (107) 欧州議会は, 1985年, 1989年, 1992年(「共同体の移民政策の方向づけに関する決議」1985年5月8日, JOCE, C 141/85, p. 462; 「域内市場の社会的ダイメンションに関する決議」1989年3月15日, JOCE, C 96/89, p. 61; 「共同体の移民政策に関する決議」1992年11月18日, JOCE, C 337/92, p. 94)に, 定期的に, 欧州法の適用が第三国国民の権利を確認し, 拡張して行くことへの希望を表明してきたが, 今のところ具体的な施策には至っていない。
- (108) マグレブ諸国, トルコ等との連合, 協力協定関係

- の展開に関して, N. Grimaud, “Le Maghreb et le partenariat euro-méditerranéen”, *Revue des Affaires Européennes*, 4. 1996. p. 341~参照
- (109) J-F. Akandji-Kombé “Les droits des étrangers et leur sauvegarde dans l’ordre communautaire”, *Cahiers de droit européen*, 1995, p. 351
- (110) *C.J.C.E.*, 1964年12月29日, 217号, p. 351
- (111) *C.J.C.E.*, 1978年9月27日, L263号, p. 1; *C.J.C.E.*, 1978年9月27日, L263号, p. 1; *C.J.C.E.*, 1978年9月27日, L265号, p. 1; *C.J.C.E.*, 1978年9月27日, L264号, p. 1
- (112) *C.J.C.E.*, 1973年8月13日, L224号, p. 9
- (113) *C.J.C.E.*, 1991年8月17日, L229号, p. 1
- (114) *C.J.C.E.*, 1993年12月31日, L347号, p. 2; *C.J.C.E.*, 1993年12月31日, L348号, p. 2
- (115) P. Stangos, op. cit., p. 309
- (116) P. Stangos, op. cit., p. 337
- (117) H. Gacon-Estrada “Étrangers: La Sécurité sociale se moque de la justice”, *Droit social*, n° 7/ 8 Juillet Août 1996, p. 709
- (118) 1995年にオーストリア, フィンランド及びスウェーデンがEUに加盟してから
- (119) décision n° 3/80 du 19 septembre 1980, relative à l’application des régimes de Sécurité sociale des États membres des Communautés européennes aux travailleurs turcs et aux membres de leur famille” *C.J.C.E.* 1991年8月17日, L229号
- (120) Gacon-Estrada, op. cit.
- (121) *Demirel c/ ville de Schwäbisch Gmünd* 事件, *C.J.C.E.* 30/9/87, 12/86, Rec. 3719
- (122) *Sevince c/ Staatssecretaris van Justicie* 事件, *C.J.C.E.* 20/9/90, C-192/89, Rec. I-3461
- (123) 1/80号決定の直接適用性を認めた判決として, この他に, *Kus* 事件, *C.J.C.E.* 5/10/94, C-355/93, Rec. I-5131
- (124) *Taflan-Met* 事件, *C.J.C.E.* 10/9/96, C-277/94, “Jurisprudence de la Cour de Justice des Communautés européennes et du Tribunal de Première Instance”, *Revue des Affaires européennes*, 1996年4号, p. 388
- (125) EC—アルジェリア協定38条1項, EC—チュニジア協定39条1項, EC—モロッコ協定37条1項
- (126) EC—アルジェリア協定39条1項, EC—チュニジア協定40条1項, EC—モロッコ協定38条1項
- (127) *Kziber* 事件, *C.J.C.E.* 31/1/91, 18/90, Rec. 199
- (128) *Yousfi* 事件, *C.J.C.E.* 20/4/94, C-58/93, Rec. I-1363
- (129) *Krid c/ CNAVTS* 事件, *C.J.C.E.* 5/4/95, C-103/94, Rec. I-719
- (130) H. Gacon-Estrada, op. cit.
- (131) *Amministrazione delle finanze dello stato c/ Chiquita Italia SpA* 事件, *C.J.C.E.* 12/12/95, C-469/93
- (132) EC委員会は, このシェンゲン・グループの審議に, オブザーバーとして参加することができるが, これまで, 委員会はこの権利を積極的に行使してきている。
- (133) Stangos, op. cit.
- (134) Stangos, op. cit.